

7 農業近代化資金

令和6年6月版

意欲と能力をもって農業を営む者等に対し，農業経営の展開を図るのに必要な資金を県の補助（利子補給）により低利で融資する。

1 根拠法令等

- (1) 農業近代化資金融通法（昭和36年11月10日法律第202号）
- (2) 農業近代化資金融通法施行令（昭和36年11月10日政令第346号）
- (3) 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）
- (4) 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）
- (5) 特別融資制度推進会設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）
- (6) 鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和63年3月28日付け農経第1097号農政部長通知）
- (7) 農業近代化資金制度実施要領（平成14年9月5日付け農経第319号農政部長通知）
- (8) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）
- (9) クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について（平成19年3月30日18経営第7836号農林水産省経営局長通知）

2 制度の特徴

- (1) 農業の経営改善を目的として，農地の取得・負債の整理以外の幅広い資金使途に対応している。
- (2) 認定農業者については，県の利子補給の他に，国（（公財）農林水産長期金融協会）による上乘せ利子助成が適用され，更に負担が軽減される（認定農業者特例）。

3 融資機関

県と利子補給契約を締結した民間金融機関（農協，銀行など）

（利子補給契約締結済の融資機関：

県下全総合農協，鹿児島県信用農業協同組合連合会，農林中央金庫福岡支店，鹿児島銀行，南日本銀行，宮崎銀行，鹿児島信用金庫，鹿児島相互信用金庫）

なお，新たな利子補給契約の締結については，融資案件に応じ，随時行う。

4 貸付条件

(1) 貸付対象者

ア 農業者（農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者）

(ア) 認定農業者

(イ) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者）

- (ウ) 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）
- (エ) 農業を営む者であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者
 （※農業サービス事業体にあつては a, b, d を満たす農業者）
- a 農業所得が総所得（法人にあつては当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めているか、農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1,000万円以上）であること。
 - b 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者である構成員）がいること。
 - c 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
 - d 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）
- (オ) (ア)から(エ)に該当する家族農業経営の、経営主以外の農業を営む者（家族経営協定を締結しており、その中において、経営のうち一部の部門について主宰権があり、その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっている場合に限る。）
- (カ) 農業参入法人
 （原則として5年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であつて、経営開始後決算を2期終えていない者に限る。）
- (キ) 集落営農組織
 （次に掲げる要件をすべて満たす法人格を有しない農業を営む任意団体）
- a 目的、構成員の資格等を定めた規約を有していること。
 - b 一元的に経理を行っていること。
 - c 原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合は法人に組織変更する旨の目標を有していること。）
 - d 農用地の利用の集積の目標を定めていること。（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合を除く。）

- e 主たる従事者が、目標農業所得額を定めていること。(農業経営基盤強化促進法第6条に規定する市町村が定める基本構想の目標農業所得額以上であること。)
- (ク) (キ)以外の法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの
 - a 目的、構成員の資格等を定めた規約を有していること。
 - b (ア)から(カ)までの者が全構成員の過半を占めていること。
- (ケ) 認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者(当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。)
- (コ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者(当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。)
- イ 農業協同組合
- ウ 農業協同組合連合会
- エ 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人で、次に掲げるもの
 - (ア) 農事組合法人(農業を営む者を除く。)
 - (イ) 農業共済組合及び農業共済組合連合会
 - (ウ) 土地改良区及び土地改良区連合会
 - (エ) たばこ耕作組合
 - (オ) 農業振興事業を主たる事業として行う事業協同組合(農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。)、事業協同小組合(農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。)及び協同組合連合会(農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。)
 - (カ) 農業振興一般社団法人等
 - (農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの)
 - (キ) 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)。ただし、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が下記の条件を満たしているものに限る。
 - 持分会社：業務執行社員の過半を占めているもの
 - 株式会社：発行済株式(地方公共団体の有する株式及び議決権制限株式を除く。)の過半数を有しているもの
- (ク) 任意団体
 - (法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となつており、かつ、目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有しているもの(アの(キ)及び(ク)に該当するものを除く。))

(2) 資金使途

- ア 建構築物等造成資金(1号資金)

- 畜舎，果樹棚，農機具その他の農産物の生産，加工又は流通に必要な施設の改良，造成，復旧又は取得に要する資金
- イ 果樹等植栽育成資金（２号資金）
果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
- ウ 家畜購入育成資金（３号資金）
乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
- エ 小土地改良資金（４号資金）
農地又は牧野の改良，造成又は復旧に要する資金
（事業費が１，８００万円を超えない規模のものに限る。）
- オ 長期運転資金（５号資金）
農業経営の規模拡大，生産方式の合理化，経営管理の合理化，農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金
- (ア) 農地の賃借権等に係る権利金等の全額一時払いに必要な資金
- (イ) 農機具，運搬用器具その他施設のリース代の全額一時払いに必要な資金
- (ウ) 能率的な農業技術又は経営方法を習得するための研修資金
- (エ) 品種の転換に必要な資金
- (オ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (カ) 営業権，商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上しうる費用に充てるのに必要な資金
- (キ) 農業経営を法人化するため又は農業者が法人の構成員として当該法人に参加するために必要な資金
- (ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか，農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金
- カ 農村環境整備資金（６号資金）
診療施設，老人福祉施設，水道施設，集会施設など，農村環境の整備に必要な施設の改良，造成又は取得に要する資金
- キ 大臣特認資金（７号資金）
- (ア) 農村における給排水施設の改良，造成又は取得に要する資金
- (イ) 特定の要件を満たす農業者が居住する住宅の改良，造成又は取得に要する資金
- (ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良，造成又は取得に要する資金

<資金使途について>

(○：利用可，×：利用不可)

貸付対象者(1) 資金使途(2)		認定農業者	集落営農組織	その他担い手	共同利用	(出資金等)
		アの(ア)	アの(キ)	アの(イ)から(カ), (ケ)	イからエ	アの(ケ), (コ)
1号資金	ア	○	○	○	○	×
2号資金	イ	○	○	果樹, オリーブ, 茶, 多年生 草本, 桑又は花木に限る	果樹, オリーブ, 茶, 多年生 草本, 桑又は花木に限る	×
3号資金	ウ	○	○	○	○	×
4号資金	エ	○	○	○	○	×
5号資金	オの(ア)	○	○	○	×	×
	オの(イ)	○	○	農機具, 運搬用器具に限る	×	×
	オの(イ)から(ケ)	○	○	×	×	×
	オの(カ)	○	○	農業サービス事業者のみ可	×	×
	オの(キ)	○	○	×	×	○
	オの(ク)	○	○	農業参入法人, 農業サービス事業者及び継続的農地利用者のみ可	×	×
6号資金	カ	×	×	×	○	×
7号資金	キの(ア)	○	○	○	×	×
	キの(イ)	特定の要件を満たす者	特定の要件を満たす者	特定の要件を満たす者	×	×
	キの(ウ)	○	○	○	○	×

(3) 貸付限度額

ア (2) のキの(イ)の資金 (特定の農家住宅資金)

1, 800万円

イ 認定農業者等に対する利子助成制度の特例 (5の(1)のアの(ア)参照)による貸付

(ア) 個人：1, 800万円

(イ) 法人：3, 600万円

ウ 集落営農組織等に対する特例 (5の(2)参照)による貸付

3, 600万円

エ 農業を営む個人 ((1) のアに掲げる者のうち, 個人経営の者)

1, 800万円

ただし, 必要であると知事に認められた場合は2億円 (知事特認)

オ 農業を営む法人・団体 ((1) のアに掲げる者のうち, 個人経営以外の者。ただし, (1) のアの(カ)に掲げる者を除く。)

2億円

カ 農業参入法人 ((1) のアの(カ)に掲げる者)

1億5千万円

キ 共同利用施設 ((1) のイからエまでに掲げる者)

1.5億円

ア, イ及びウの借入については, 他の借入と合算し, エ～オに掲げる限度額の内数とする。

(4) 融資率

80%

ただし、認定農業者等及び集落営農組織等については特例として100%
(集落営農組織等については、通算残高3,600万円までが100%)。

(5) 償還期限

(単位：年)

貸付対象者(1) 資金使途(2)		認定農業者	認定新規就農者	その他の農業者	共同利用
		アの(ア)及び(ケ)	アの(イ)	アの(ウ)から(ク)、(コ)	イからエ
1号資金	ア	15(7)	17(5)	15(3)	20(3)
	農機具のみ	7(2)	10(5)	7(2)	10(2)
2号資金	イ	15(7)	17(7)	15(7)	15(7)
3号資金	ウ	7(2)	10(5)	7(2)	7(2)
4号資金	エ	15(7)	18(5)	15(3)	15(3)
5号資金	オ	15(7)	17(5)	15(3)	—
6号資金	カ	—	—	—	20(3)
7号資金	キ	15(7)	17(5)	15(3)	15(3)

* ()内はうち据置期間

5 その他

(1) 認定農業者等に対する特例措置

ア 認定農業者等に対する特例措置の概要

(ア) 利子助成制度

県の利子補給とは別途、国((公財)農林水産長期金融協会)の利子助成により、借入者の実質利子負担が軽減される。

利子助成を受けるには、借入手続とは別途、申請を行う必要があるが、利子助成に係る事務については、借入者が融資機関に委任することにより、実質的に融資機関が行うことになっている。

(イ) 融資率の拡大(4の(4)参照)

通常の融資率は80%であるが、認定農業者等の特例措置による借入については、100%となる。

イ 認定農業者等に対する特例措置の適用要件

(ア) 借入者が認定農業者等であること(4の(1)のアの(ア)(ケ)に掲げる者)。

(イ) 資金使途が4の(2)のキの(ア)及び(イ)ではないこと。

(ウ) 利子助成制度の特例については、特例措置適用の通算残高が、個人1,800万円、法人3,600万円以下であること(4の(3)のイ参照)。

(2) 集落営農組織等に対する特例措置

ア 集落営農組織等に対する特例措置の概要

(ア) 融資率の拡大(4の(4)参照)

通常の融資率は80%であるが、集落営農組織等の特例措置による

借入については、100%となる。

イ 集落営農組織等に対する特例措置の適用要件

(ア) 借入者が集落営農組織等であること（4の（1）のアの（キ）（ク）に掲げる者）。

(イ) 資金使途が4の（2）のキの（ア）及び（イ）ではないこと。

(ウ) 特例措置適用の通算残高が、3,600万円以下であること（4の（3）のウ参照）。

なお、超過する場合においても、それぞれの融資限度額の範囲で借入は可能であるが、集落営農組織等の特例については適用されない。

(3) クイック融資制度

認定農業者（4の（1）のアの（ア）に掲げる者）及び集落営農組織（4の（1）のアの（キ）に掲げる者）については、クイック融資制度を利用できる（クイック融資制度については第2編3クイック融資制度を参照）。

なお、同制度の適用を受けた場合、県の利子補給承認前に事業着手及び融資実行することができるが、利子補給不承認となった場合は自己責任となる。

根拠：クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について（平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知）

(4) 補助残融資の取扱いについて

国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。

また、任意団体が補助事業主体となる補助残融資について、認定農業者（4の（1）のアの（ア）に掲げる者）は、個人の負担金（4の（2）のオの（ク））としての借入が可能である。

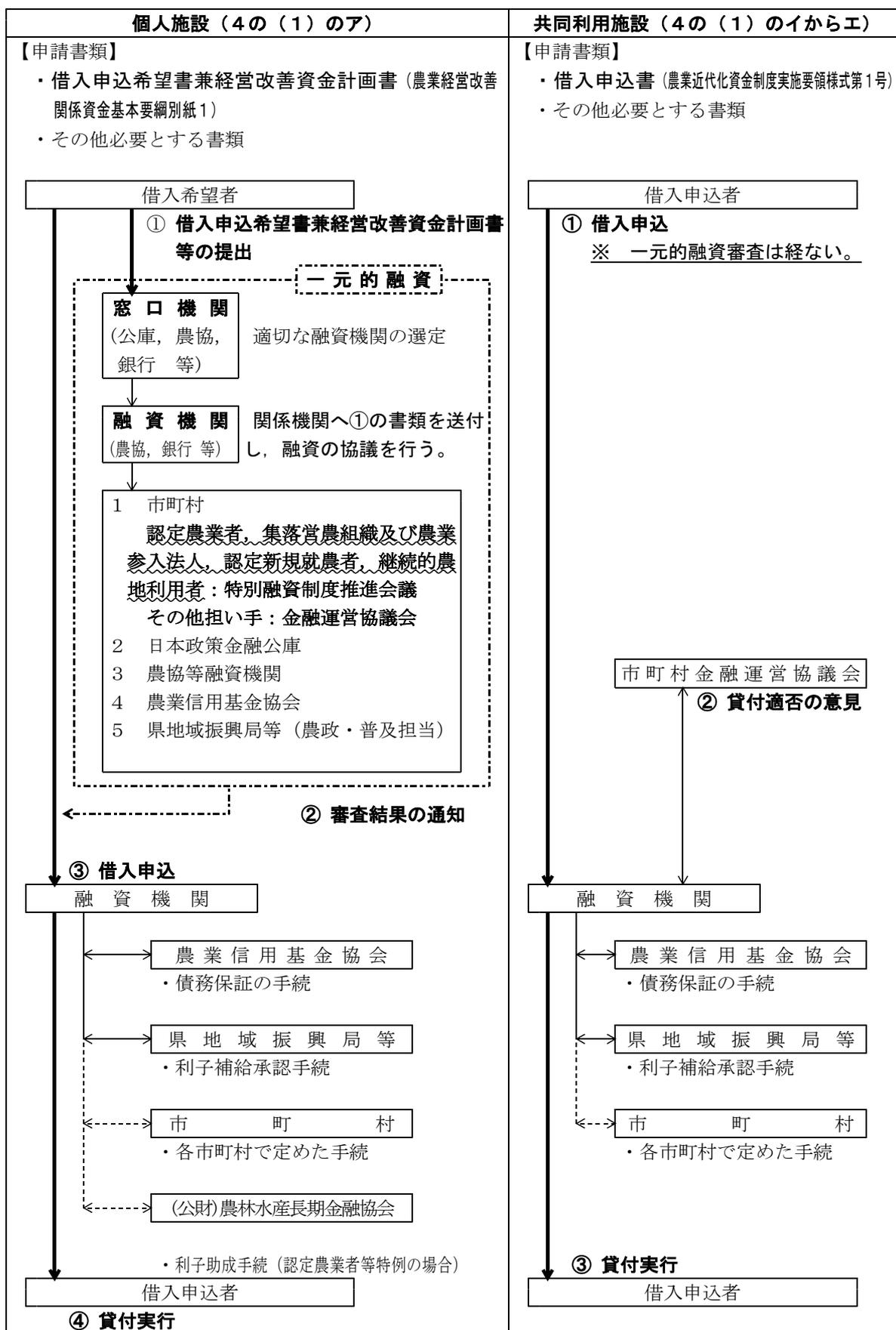
(5) 個人の貸付限度額に対する知事特認（4の（3）のエ）

農業を営む個人で知事がおおむね次に掲げる現在規模等を勘案し、特に必要と認めて承認するもの。

ア	酪農経営にあつては常時飼養頭数	15頭以上
イ	肉用牛経営にあつては常時飼養頭数	15頭以上
ウ	養豚（肥育）経営にあつては常時飼養頭数	120頭以上
エ	養豚（繁殖）経営にあつては常時飼養頭数	40頭以上
オ	養鶏（採卵）経営にあつては常時飼養羽数	成鶏 3,000羽以上
カ	養鶏（採肉）経営にあつては常時飼養羽数	5,000羽以上
キ	果樹園経営にあつては樹園地面積	1ha以上
ク	施設園芸経営にあつては施設園芸の施設の実面	1,000㎡以上
ケ	茶園経営にあつては茶園面積	2ha以上
コ	養蚕業を営む者でその経営する桑園面積	2ha以上
サ	その他の経営で知事が特に必要と認めたもの	

6 事務処理手続

(1) 通常の事務処理（特別融資制度推進会議の審査を融資機関へ委任しない案件）

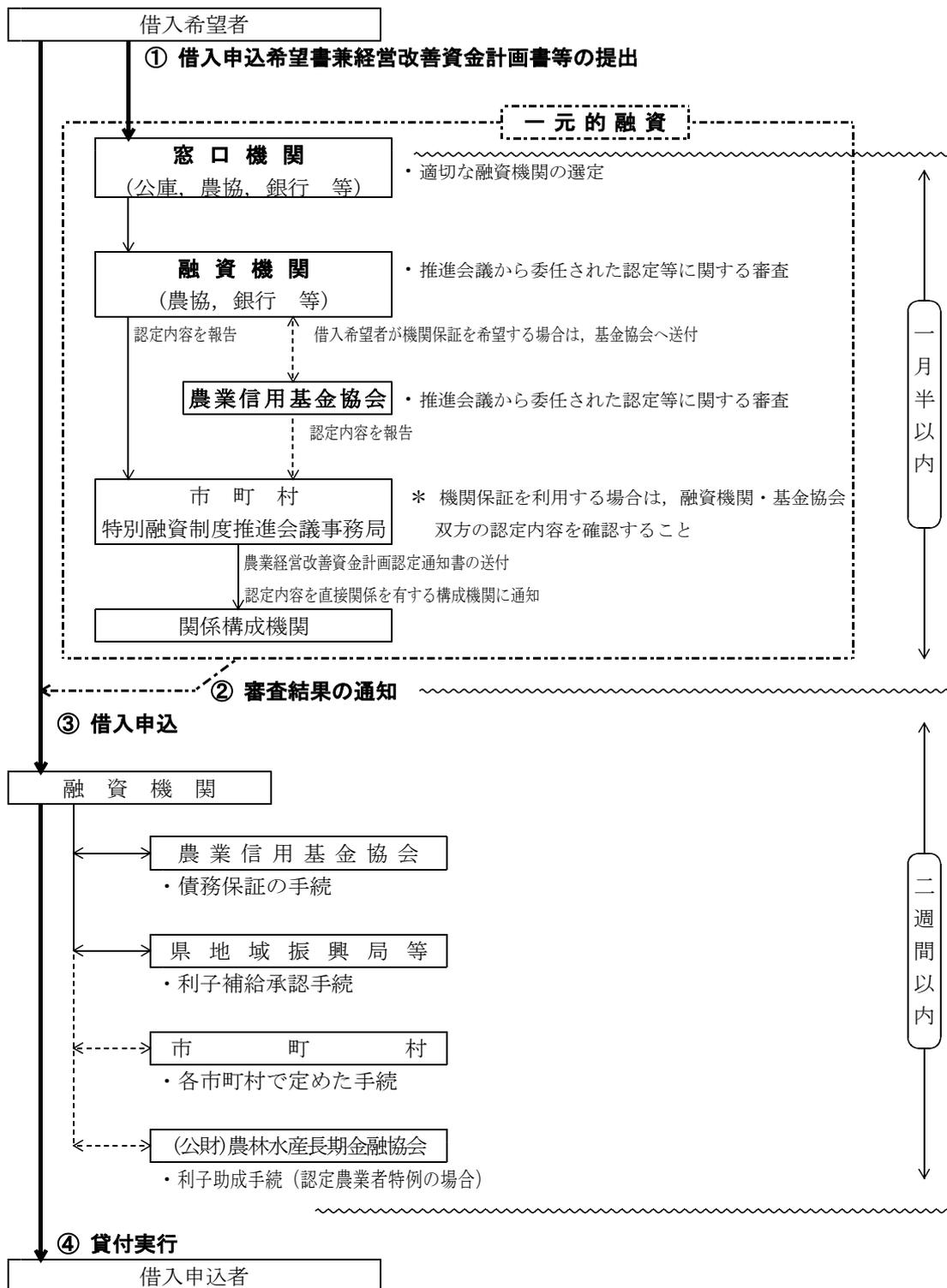


(2) 特別融資制度推進会議の審査を融資機関へ委任する場合

ア クイック融資の適用を受けない委任案件

【申請書類】

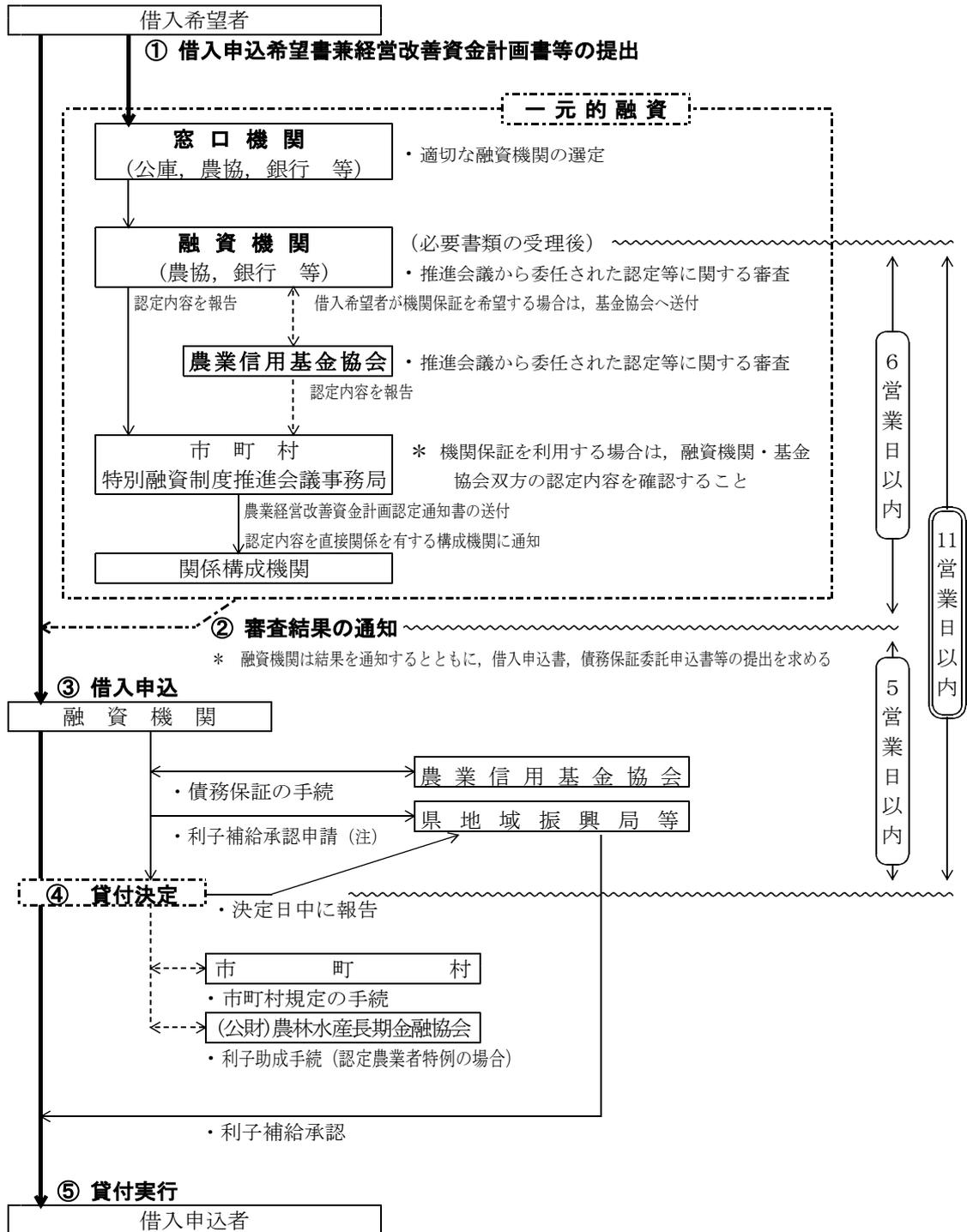
- ・借入申込希望書兼経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱別紙1）
- ・その他必要とする書類



イ クイック融資の適用案件

【申請書類】

- ・借入申込希望書兼経営改善資金計画書（借入申込希望書兼経営改善計画書のうち収支計画例を除いたもの（農業経営改善関係資金基本要綱別紙1））
- ・その他必要とする書類



(注) 県地域振興局等が利子補給承認申請書類一式を受理した後、貸付決定、事業着工及び利子補給承認前の融資実行が可能となる。

7 農業近代化資金申請書類一覧表

(1) 個人施設（個人及び農業を営む法人・任意団体（4の（1）のアに掲げる者））

個人及び農業を営む法人・任意団体に係る近代化資金の借入は、農業経営改善関係資金基本要綱、クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について及び農業近代化資金制度実施要領に基づき運用する。

区分	関係書類	備考	チェック		
申	共通	借入申込希望書兼経営改善資金計画書、個人情報に関する取り扱いに関する同意書 (クイック融資の場合は上記のうち収支計画例を除いたもの)	基本要綱別紙1		
	個人	過去3か年の青色申告書、農協の組合勘定の写し(審査関係で勘定がある場合)			
		法人・団体等	法人(団体)の概要調書 過去3か年の決算書(付属明細書を含む。)又はこれに準ずるもの 法人登記簿 定款・規約又はこれに準ずるもの 本事業を承認した総会及び理事会の議事録	近代化様式第2号	
	貸付対象者確認書類	認定農業者	農業経営改善計画書の写し 農業経営改善計画認定書の写し		
		認定新規就農者	青年等就農計画書の写し 青年等就農計画認定書の写し		
		継続的農地利用者	地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものに関する証明書		
		その他担い手農家	農業粗収益を証明するもの その他必要と思われる書類		
		経営主以外の農業者	家族経営協定の写し 経営主の借入状況がわかる書類 その他必要と思われる書類		
		機械購入に必要な書類	カタログ 見積書		
	時	施設建設に必要な書類	見積書 設計書・設計図面(平面、立面-前面、側面) 設置場所の位置図・配置図・現況写真等 農地転用許可書の写し・農地に係る売買・賃貸借契約書等(農地を転用して施設用地とする場合) 建築確認許可		
果樹等育成の場合			果樹等植栽育成資金に係る育成計画書	近代化様式第5号	
家畜等育成の場合			家畜購入育成資金に係る育成計画書	近代化様式第6号	
肥育牛購入育成の場合			農政部長通知(平成15年1月28日付け農経第512号)に掲げる添付資料 直近の市場平均価格が分かる資料	別紙様式1, 2	
その他必要に応じて必要な書類		豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業者の場合	飼養衛生管理基準遵守状況確認書	R4.6.1以降承認分	
		作付体系の分かる資料 ローテーションの分かる資料 資金繰りの分かる資料 償還計画表(償還期間が5年以上の場合)		近代化様式第4号の⑤利用	
		購入等(機械購入・施設建設以外)の積算根拠となる書類 補助金交付決定(内示)通知書、事業計画・資金計画等の写し 生産調整の意見書(酪農) 環境保全型の意見書・確約書 関連許認可届等 その他必要と思われる書類			
		申請後(窓口機関で整備)	金融運営協議会審査表、議事録 融資審査総括表の意見記入 経営改善資金計画認定通知書もしくは、特別融資制度推進会議事務局への報告(借入希望者の氏名、住所等)の写し	基本要綱参考様式2	
		融資機関決定後	借入申込書	基本要綱参考様式3	
			借入申込書兼債務保証委託申込書(基金協会の債務保証をうける場合)	基本要綱参考様式4	
その他必要と思われる書類					
利子補給承認申請時	利子補給承認申請書	近代化様式第9号			
	その他貸付申請に要した書類の写し				

(2) 共同利用施設(4の(1)のイからエに掲げる者)

共同利用施設に係る近代化資金の借入は、農業近代化資金制度実施要領に基づき運用する。

区分	関係書類	備考	チェック	
申	共通	農業近代化資金借入申込書	様式第1号	
		法人(団体)の概要調書	様式第2号	
		共同利用計画書	様式第3号	
		経営改善計画書	様式第4号	
		法人登記簿		
		定款・規約		
		最近3か年の決算書又はこれに準ずるもの		
		本事業を承認した総会及び理事会等の議事録		
		個人情報利用の同意書		
		その他必要と思われる書類		
請	機械購入に必要な書類	カタログ		
		見積書		
	施設建設に必要な書類	見積書		
		設計書・設計図面(平面, 立面-前面, 側面)		
		設置場所の位置図・配置図・現況写真等		
		農地転用許可書の写し・農地に係る売買・賃貸借契約書等(農地を転用して施設用地とする場合)		
		建築確認許可		
	果樹等育成の場合	果樹等植栽育成資金に係る育成計画書	近代化様式第5号	
	家畜等育成の場合	家畜購入育成資金に係る育成計画書	近代化様式第6号	
	肥育牛購入育成の場合	農政部長通知(平成15年1月28日付け農経第512号)に掲げる添付資料	別紙様式1, 2	
直近の市場平均価格が分かる資料				
豚, いのしし, 鶏, あひる, うずら, まじ, だちょう, ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業者の場合	飼養衛生管理基準遵守状況確認書	R4.6.1以降承認分		
時	その他必要に応じて必要な書類	作付体系のわかる資料		
		ローテーションのわかる資料		
		資金繰りのわかる資料		
		購入等(機械購入・施設建設以外)の積算根拠となる書類		
		補助金交付決定(内示)通知書, 事業計画・資金計画等の写し		
		生産調整の意見書(酪農, 養鶏等)		
		環境保全型の意見書・確約書		
		融資事業計画に関する意見書(信連融資の場合)	様式第8号	
		関連許認可届等		
		その他必要と思われる書類		
申 請 後		金融運営協議会審査表, 議事録		
		債務保証委託申込書(基金協会の債務保証をうける場合)		
		その他必要と思われる書類		
利子補給承認申請時		利子補給承認申請書	様式第9号	
		その他貸付申請に要した書類の写し		

8 農業近代化資金の貸付審査について

審査項目	備考	適否
貸付対象者か	4の(1)参照	
融資対象施設か	4の(2)参照	
貸付限度額以内であるか	4の(3)参照	
融資率は80%以内か (認定農業者等の特例: 100%以内)	補助金の場合, 補助事業費総額×80%以内で承認可。貸付実行時には, 実際の借入金(補助事業費総額-補助決定額)となっているか確認する。	
償還期間は定められた期間内か	4の(5)参照	
利子補給率等の設定は適正か	農業経済課送付の貸付利率等の表を参照	
技術水準, 意欲, 経営能力等から見て改善計画の達成は可能か		
労働力は確保されているか		
借入金は経営実態, 改善計画, 資金使途に即したものであるか		

9 事業実施後の書類等の確認

令和6年6月版

関係書類の整備は、可能な限り、1つのファイルに1借入者毎に下から時系列順で整備すること。

資金名 農業近代化資金 借受者名 _____ 承認年度・番号 _____

関係書類	確認事項	チェック欄
⑪経営状況報告書	・融資機関が求めた場合に限る。	
⑩事業完了報告書	・記載内容に問題はないか。 ・流れに矛盾はないか。・流れに矛盾はないか。	
※補助事業実績報告書(写)	・補助残融資の場合は、整備されているか。	
※交付確定通知書(写)	・事業費に問題はないか。	
⑨資金専用口座の写し (原則、貸付留保金口座で 処理し、営農口座で処理し ない。)	・借入者名義の口座であるか。 ・自己資金は、資金の入金日までに入金されているか。 ・支払いは現金でなく、振替証書の日付けと同一であるか。 ・補助事業の場合、補助金の額が一致するか。 ・債務保証料は、自己資金で対応しているか。 ・繰上償還が必要な場合は、適正に処理されているか。	
⑧領収書の写し	・宛先、金額、内容は振替伝票と一致するか。 ・日付けは、適正であるか。(一般には、振替払いを行った日)	
⑦振替伝票の写し	・宛先、金額、内容は納品書、請求書と一致するか。 ・振込手数料は、自己資金で対応しているか。	
⑥請求書の写し	・下取り、値引きがある場合は明記されているか。 ・日付けは、納品日以降であるか。	
⑤納品書の写し	・金額、内容等は事業計画書と整合性が図られているか。 ・納品日は、利子補給(事前着工)承認日以降であるか。	
※請負契約書	・一契約につき500万円以上の場合は、整備されているか。※施設の場合	
※売買契約書	・事業着手予定日は、利子補給(事前着工)承認予定日以降であるか。 ・出来高払いがある場合は、明記されているか。	
④貸付実行報告書	・貸付実行日は、借用証書の日付と同一日であるか。 ・償還条件の設定は、借用証書と同一であるか。	
③借用証書	・農協内部の稟議はあるか。(決裁日を記入すること。) ・貸付日は、利子補給承認日以降となっているか。 ・資金所要時期に実行されているか。 ・貸付利率は間違っていないか。 (利子補給承認日と貸付実行日で金利が違う場合は、どちらか低い方) ・貸付限度額以内であるか。(1万円未満の端数は切り捨てる。) $(\text{確定事業費} \text{ 千円}) \times 80\% = (\text{貸付限度額} \text{ 千円})$ ・償還計画は、承認内容と一致しているか。	
※実行延期届	・承認日から貸付けが6か月をこえる場合は、整備されているか。	
②利子補給承認書	・記載内容に間違いはないか。	
①申請関係の書類	・利子補給承認申請書 ・借入申込書 ・経営改善計画書 ・見積書 ・その他添付書類 ※事前着工承認申請書	

注) ※については、必要に応じて整備

(参考資料)

農業近代化資金利子補給変更承認申請書（償還計画の変更）

第 号
令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関名
代表者氏名

次の者について、別紙写しのとおり、償還条件変更の申込がありました。内容を審査したところ適当であると認められますので、農業近代化資金利子補給契約書第4条に基づき、次のとおり利子補給の変更を承認してくださるよう申請します。

融資機関コード	承認年度	承認番号	借入者氏名	期首残高(千円)
.....	平成 令和		

変更内容	
変更後償還条件	変更前償還条件
.....
.....
.....
変更理由	
.....	
.....	

変更後の償還計画表 (単位：千円)

	変更後 1回目	変更後 2回目	変更後 3回目	変更後 4回目	変更後 5回目	変更後 6回目	変更後 7回目
償還年	令和 年						
償還額							
	変更後 8回目	変更後 9回目	変更後10回目	変更後11回目	変更後12回目	変更後13回目	変更後14回目
償還年	令和 年						
償還額							
	変更後15回目	変更後16回目	変更後17回目	変更後18回目	変更後19回目	変更後20回目	
償還年	令和 年						
償還額							

上記のとおり承認する。

令和 年 月 日

鹿児島県知事



- (注) 1 融資機関は、借入者から提出された「農業近代化資金借入金に係る償還条件変更申込書」の写しを本申請書に添付すること。
2 本申請書は、2部作成し2部とも地域振興局等に提出すること。
3 地域振興局等は、承認後に承認書の写しを農業経済課に提出すること。

農業近代化資金借入金に係る償還条件変更申込書

令和 年 月 日

融資機関長 殿

借入者住所
氏 名

承認年度	昭和・平成・令和 年度
承認番号	番
貸付実行日	年 月 日
当初貸付実行額	千円
現在約定残高	千円

(当期期首日現在)

上記借入金について、次のとおり償還条件を変更したいので申込みます。

変 更 内 容	
変更後	変更前
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
変 更 理 由	

(注) 市町村長の罹災証明、医師の診断書等参考となる説明資料を添付すること。

(参考様式)

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関名
代表者名

農業近代化資金借入者変更届

下記のとおり農業近代化資金借入者を変更したので報告します。

記

承認番号	
承認年月日	
承認金額	

	変 更 前	変 更 後
フリガナ 借受者氏名		

変更の理由	
-------	--

* 債務引受申込書等の写しを添付

承継を行う者が近代化資金の借受資格要件を具備しているか
(している , していない)

10 農業近代化資金電算コード表

令和6年6月現在

1 制度資金コード（2桁）

資金名	コード
農業近代化資金	01

2 承認区分コード（1桁）

資金名	コード
地域振興局・支庁承認	2

3 地方コード（2桁）

支庁・地域振興局		コード
鹿児島地域振興局農政普及課	カゴシマ	01
南薩地域振興局農政普及課	カサガ	03
北薩地域振興局農政普及課	センザツ	05
始良・伊佐地域振興局農政普及課	カシキ	07
大隅地域振興局農政普及課	カノヤ	10
熊毛支庁農政普及課	クマガ	11
大島支庁農政普及課	オシマ	12

4 元号コード

元号	コード
昭和	A
平成	B
令和	C

5 融資機関コード（農協等）

	融資機関	コード
鹿児島地域振興局	鹿児島みらい（本店）	0002305
	〃（小野）	0007501
	〃（犬迫）	0010600
	〃（谷山東部）	0013501
	〃（谷山西）	0014109
	〃（中山）	0015806
	〃（谷山）	0018708
	〃（坂之上）	0019305
	〃（吉田南）	0021806
	〃（桜島）	0023108
	いぶすき（喜入）	0051403
	さつま日置（串木野）	0151904
	〃（市来）	0158305
	〃（東市来）	0159000
	〃（伊集院）	0164403
	〃（松元）	0164501
	〃（郡山）	0164609
	〃（日吉）	0164707
	〃（吹上）	0171000

	融資機関	コード
南薩地域振興局	いぶすき（指宿）	0056600
	〃（山川）	0062600
	〃（開聞）	0064904
	〃（顚娃）	0065501
	南さつま（加世田）	0101109
	〃（坊津）	0113000
	〃（川辺）	0124109
	〃（枕崎）	0117501
	〃（大笠）	0112305
	〃（知覧）	0120600
	さつま日置（金峰）	0172600

	融資機関	コード
北薩地域振興局	北さつま (川内)	0225802
	" (さつま)	0251305
	鹿児島いずみ (出水)	0301108
	" (米ノ津)	0302708
	" (阿久根)	0303305
	" (高尾野)	0304000
	" (野田)	0305600
	" (江内)	0306207
	" (三笠)	0307904
	" (大川内)	0308501
	" (東)	0309109
	" (長島)	0311600

	融資機関	コード
大隅地域振興局	そお鹿児島 (大隅)	0451207
	" (輝北)	0456403
	" (財部)	0459305
	" (末吉)	0460109
	" (松山)	0462403
	" (志布志)	0465305
	" (大崎)	0467600
	あおぞら	0464708
	鹿児島きもつき (鹿屋)	0501000
	" (垂水)	0507806
	" (串良)	0510904
	" (東串良)	0511501
	" (内之浦)	0512109
	" (高山)	0513806
	" (根占)	0515001
	" (大根占)	0515203
	" (田代)	0515405
	" (佐多)	0515607
	肝付吾平町	0514403

	融資機関	コード
始良・伊佐地域振興局	あいら (加治木)	0401501
	" (始良)	0402109
	" (蒲生)	0405108
	" (溝辺)	0408103
	" (横川)	0408204
	" (栗野)	0410509
	" (吉松)	0410604
	" (牧園)	0412708
	" (霧島)	0414000
	" (国分)	0415600
	" (隼人)	0413305
	" (福山)	0422207
	北さつま (伊佐)	0351806
" (菱刈)	0357600	

	融資機関	コード
熊毛支庁	種子屋久 (西之表)	0551708
	" (中種子)	0552305
	" (南種子)	0553000
	" (屋久島)	0554600

	融資機関	コード
大島支庁	あまみ (名瀬)	0601403
	" (大和)	0602108
	" (宇検)	0603708
	" (瀬戸内)	0604305
	" (住用)	0605000
	" (龍郷)	0606600
	" (笠利)	0607207
	" (喜界町)	0608904
	" (徳之島)	0610305
	" (天城町)	0613207
	" (和泊町)	0617806
	" (知名町)	0618403
	" (与論町)	0619108

融資機関	コード
県信連	2000001
農林中金	3000001
鹿児島銀行	4000001
鹿児島相互信用金庫	4000002
鹿児島信用金庫	4000003
宮崎銀行	4000004
南日本銀行	4000005

6 市町村コード

市町村	コード
鹿児島市	2012
鹿屋市	2039
枕崎市	2047
阿久根市	2063
出水市	2080
指宿市	2101
西之表市	2136
垂水市	2144
薩摩川内市	2152
日置市	2160
曾於市	2168
いちき串木野市	2176
霧島市	2184
南さつま市	2192
志布志市	2200
奄美市	2208
南九州市	2233
伊佐市	2241
始良市	2250

市町村		コード
鹿児島郡	三島村	3035
	十島村	3043
薩摩郡	さつま町	3868
出水郡	長島町	4040
始良郡	湧水町	4469
曾於郡	大崎町	4686
肝属郡	東串良町	4821
	肝付町	4839
	南大隅町	4885
	錦江町	4890
熊毛郡	中種子町	5011
	南種子町	5020
	屋久島町	5054
大島郡	大和村	5232
	宇検村	5241
	瀬戸内町	5259
	龍郷町	5275
	喜界町	5291
	徳之島町	5305
	天城町	5313
	伊仙町	5321
	和泊町	5330
	知名町	5348
	与論町	5356

7 貸付の相手方の略称コード

法人名	略称コード	法人名	略称コード
有限会社	A	農業共済組合（連）	I
合名会社	B	たばこ耕作組合（連）	J
合資会社	C	農業振興公益法人	K
株式会社	D	任意団体	L
農事組合法人	E	集落営農組織	ML
土地改良区（連）	F	合同会社	N
農業協同組合	G	農業参入法人	（注）
農業協同組合連合会	H	（注）農業参入法人については、他の分類の前に○を追記する。（例えば株式会社であれば「○D 法人名」となる。	

8 営農類型コード

営農類型	コード	営農類型	コード
普通作を主体とする経営	1	工芸作物を主体とする経営	5
野菜を "	2	花き・花木を "	6
果樹を "	3	畜産を "	7
養蚕を "	4	その他	8

9 施設コード

施設形態	コード
個人施設	1
協業	2
共同	3

10 資金使途コード

国の分類	県のカテゴリ	コード
一般	一般	110
	認定農業者に係る特例	503
小土地	一般	210
	認定農業者に係る特例	603

11 作目コード

作目		コード	作目		コード
米		11	麦		41
果樹	かんきつ	21	野菜		42
	その他	22	花き花木		43
畜産	牛	31	工芸作目	茶	44
	豚	32		タバコ	45
	鶏	33		さとうきび	46
	酪農	34	養蚕		47
	馬	35	その他		48
	その他	36			

1 2 資金種類コード

資金種類		コード	資金種類		コード	
1	建 構	農舎	1 0 1	農 機 具 等	原動機	1 5 1
		畜舎	1 0 2		揚排水揚器具	1 5 2
		蚕室	1 0 3		耕うん整地用器具	1 5 3
		農産物乾燥施設	1 0 4		乗用トラクター	1 5 4
		堆肥舎	1 0 5		農作物育成管理用機具	1 5 5
		農作物育成施設(温室)	1 0 6		肥料調整散布用機具	1 5 6
		” (その他)	1 0 7		病虫害等防除用機具	1 5 7
		サイロ	1 0 8		収穫調整用機具(うち動力稲・麦収穫機械)	1 5 8
		たい肥盤	1 0 9		” (その他)	1 5 9
		農業用貯溜槽	1 1 0		農産物処理加工用機具	1 6 0
		果樹棚	1 1 1		畜産用機具	1 6 1
		牧さく	1 1 2		養蚕用機具	1 6 2
		農業用索道	1 1 3		運搬用機具	1 6 3
		排水施設	1 1 4		農用地改良造成用機具	1 6 4
		かん水施設	1 1 5		生産経営管理情報処理用機具	1 6 5
		築 物	農産物集出荷施設		1 1 6	
	農産物処理加工施設		1 1 7			
	農産物貯蔵施設		1 1 8			
	農産物販売施設		1 1 9			
	農業生産資材貯蔵施設		1 2 0			
	農業生産資材製造施設		1 2 1			
	農機具保管修理施設		1 2 2			
	病虫害等防除施設		1 2 3			
	ふ卵育すう施設		1 2 4			
	きのこ栽培施設		1 2 5			
	家畜人工授精施設		1 2 6			
	家畜市場施設		1 2 7			
	家畜診療施設		1 2 8			
	公害防止施設		1 2 9			
	観光農業施設		1 3 0			
	未利用資源活用施設		1 3 1			
	農業労働力確保施設	1 3 2				

資金種類		コード	資金種類		コード	
2 号	植 栽	果樹	2 2 1	育 成	果樹	2 5 1
		オリーブ	2 2 2		オリーブ	2 5 2
		茶	2 2 3		茶	2 5 3
		多年生草本	2 2 4		多年生草本	2 5 4
		桑	2 2 5		桑	2 5 5
		花木	2 2 6		花木	2 5 6
		その他永年性植物	2 4 1		その他永年性植物	2 7 1

資金種類		コード	資金種類		コード	
3 号	購 入	乳牛	3 1 1	育 成	乳牛	3 5 1
		繁殖牛	3 1 2		繁殖牛	3 5 2
		繁殖豚	3 1 3		繁殖豚	3 5 3
		肥育牛	3 1 4		肥育牛	3 5 4
		肥育豚	3 1 5		肥育豚	3 5 5
		鶏採卵	3 1 6		鶏採卵	3 5 6
		鶏採肉	3 1 7		鶏採肉	3 5 7
		その他家畜	3 4 1		その他家畜	3 7 1

資金種類		コード
4 号	耕地防風林	4 1 1
	小土地改良	4 1 2

資金種類		コード
5 号	農地等賃借権等	5 1 1
	賃借権（農機具，運搬用機具）	5 1 2
	”（その他施設）	5 1 3
	研修	5 1 4
	品種転換	5 1 5
	需要開拓	5 1 6
	無形固定資産，研究開発費 他	5 1 7
	法人化，法人参加	5 1 8
その他	5 9 1	

資金種類		コード
6 号	診療施設	601
	農事放送施設	602
	水道施設	603
	下水道施設	604
	託児施設	605
	研修施設	606
	集会施設	607
	農業管理センター	608
	ガス供給施設	609
	融雪・除雪用施設	610
	農作業管理休養施設	611
	農作業等健康増進施設	612
	地域休養施設	613
	生活改善センター	614
	生活安全保護施設	615
	集落道	616
	廃棄物処理施設	617
	地域交流施設	618
	老人福祉施設	619
	優良老人ホーム	620

1.3 原資区分コード

原資			コード
直貸（自己負担）			1
転 貸	原 資 調達先	信 連	2
		共済連	3
		農林中金	4

1.6 修正区分コード

修正区分	コード
削除	1
変更（修正）	2
新規追加	3

資金種類		コード
7 号	内水面養殖施設	706
	特定の農家住宅	709
	農村給排水施設	716

資金種類	コード
セット	800

1.4 補助金の有無コード

補助金	コード
無	0
有	1

1.5 債務保証の有無コード

補助金	コード
無	0
有	1

1.7 摘要（実行区分）コード

実行区分	コード
承認どおり実行	1
内容を変更して実行	2
借入辞退	3

農業近代化資金利子補給承認申請書

Table with columns for funding type, region, location, lender, approval year, and month.

融資機関名 鹿 児 島 県 知 事 殿 代 表 者

上記について、次のとおり申請します。

記入者氏名

Table for applicant information including address, name, and contact details.

Table for loan details including amount, interest rate, and repayment schedule.

Table for loan details including amount, interest rate, and repayment schedule.

Table for applicant information including address, name, and contact details.

Table for loan details including amount, interest rate, and repayment schedule.

Table for loan details including amount, interest rate, and repayment schedule.

Table for applicant information including address, name, and contact details.

Table for loan details including amount, interest rate, and repayment schedule.

Table for loan details including amount, interest rate, and repayment schedule.

提出期限 (毎月) 融資機関 -> 支庁、地域振興局 -> 農業経済課 5日 20日

枚中 枚目

承認区分
* 「2」と記入
(事前協議を要した案件も2)

承認年度、承認月
* 地域振興局等が記入
「C」は「令和」を表す

組合員番号(必ず7桁)
・借入者が農業を営む個人
融資機関が系統 → 組合員番号
融資機関が銀行等 → 任意の番号
・借入者が農協 → 融資機関コード
・仮の場合は余白に「(仮)」と記入

制度 資金	承認 区分	地 方	融 資 機 関	承認 年度	承認 月	鹿児島県知事 殿										融資機関名 代表者									
1	3	4	6	13	16	上記について、次のとおり申請します。										借入者の農業粗収入 第1位の部門を記入									
0	1			C												記入者氏名									

承認 番号	枚 順	市 村	支 所	組合員 番号	氏 名 (借 受 者)	営 農 類 型	施 設	資 金 使 途	資 金 種 類	作 目	頭 羽 数	原 資 金	補 助 保 証	貸 付 残 高	修 正 区 分
18	22	23	27	29	36	54	55	56	59	62	64	69	70	71	80
	1														

承認番号
* 地域振興局等が記入
個人施設 0001~
共同利用施設 1001~

氏名・フリガナ
* 法人の場合は、先頭に略称コードを記入し、略称コードと名称の間は一マスあける
* 姓と名は1マスあける
* 濁点も1文字として記入

資金種類
* 同一種類の資金で2以上の貸付対象がある場合は、事業費の最も高いものを記入

作目
* 融資対象が主になる部門で使われるかで区分する

債務保証
* 基金協会の保証の有無

事業費、貸付予定額
* 補助事業の場合の事業費は、補助事業費を記入
* 認定農業者及び集落営農組織の特例でない場合、貸付予定額は事業費の8割以内
* 貸付予定額の1万円未満の端数は切り捨て

貸付予定
* 貸付予定日は、承認日(毎月25日)以降

約定開始、約定完了
* 法定期限内であるか確認

頭羽数
* 3号資金の場合のみ記入(セットはセット内訳に記入)

貸付残高
* 近代化資金のみの残高。
無い場合は「0」
* 残高と貸付予定額の合計が1億を超える場合は、事前協議が必要
* 貸付残高は、申請時現在の残高を記入すること。

枚 順	事業費 千円	貸付予定額 千円	貸付予定			約定日		約定開始		約定完了		約定償還額		貸付利率 %	利子補給率		修 正 区 分
			年	月	日	年	日	年	年	第1回 千円	第2回以降 千円	県	市町村				
22	23	30	37	40	42	44	46	48	51	54	61	68	71	74	76	80	
2			C					C	C								

※認定特例枠使用時の記載方法
認定特例枠(503)で貸付を行う際、貸付予定額と残高の合計が1,800万円(個人)を超える場合、1,800万円以内分と超過分の2つに分けて記載を行うこと。
※協業の場合は3,600万円。

セットの内訳
* セットの場合は、必ず記入する
* 内訳の貸付予定額の合計は、全体の貸付予定額と同じ
* 3号資金については、頭羽数も記入する

貸付利率、利子補給率
* 承認日の金利を記入
* 市町村の利子補給率は正確に記入する

☆ 余白に記載してほしいこと
 ・ 営農類型と作目に整合が無い場合
⇒ 複合経営
 ・ 補助金の欄が1の場合
⇒ 補助事業名、補助金額、自己資金の額等

(参考) 償還期間を設定するとき、据置期間と約定開始年の設定に注意してください。
 例) 貸付予定日 : 令和6年5月25日 約定日 : 3月20日 据置期間 : 2年
 上のような条件のとき、据置は2年(=2回)であるから、貸付日以降に到来する2回目までの約定日(令和7年と8年の3月20日)には、まだ償還を開始せずに、令和9年の3月20日に最初の償還を行う。
 R6.5.25→(R7.3.20)→(R8.3.20)→R9.3.20→償還終了
 措置1回目 措置2回目 償還開始

(農業近代化・農業経営負担軽減支援) 資金 特例償還報告書

鹿児島県知事 殿

第 年 月 日 号

融資機関名
代表者名

令和 年 月 日から令和 年 月 日の間に係る上記資金の特例償還状況を
次のとおり報告します。

区分	1	2	4	10
制度資金				
A.0.1				

支所名	記入者氏名
-----	-------

承認年度	承認番号	枚数	特例償還												借受者氏名	修正区分
			第1回			第2回			第3回			第4回				
年	月	日	金	円	日	金	円	日	金	円	日	金	円	日	金	円
18	19	1	26	29	31	33	43	46	48	50						
C							0	0	0	C						0
18	19	2	26	22	24	26	36	39	41	43						
C							0	0	0	C						0
特例																
修正区分																
S																
79																
80																
1																

承認年度	承認番号	枚数	特例償還												借受者氏名	修正区分
			第1回			第2回			第3回			第4回				
年	月	日	金	円	日	金	円	日	金	円	日	金	円	日	金	円
18	19	1	26	29	31	33	43	46	48	50						
C							0	0	0	C						0
18	19	2	26	22	24	26	36	39	41	43						
C							0	0	0	C						0
特例																
修正区分																
S																
79																
80																
1																

承認年度	承認番号	枚数	特例償還												借受者氏名	修正区分
			第1回			第2回			第3回			第4回				
年	月	日	金	円	日	金	円	日	金	円	日	金	円	日	金	円
18	19	1	26	29	31	33	43	46	48	50						
C							0	0	0	C						0
18	19	2	26	22	24	26	36	39	41	43						
C							0	0	0	C						0
特例																
修正区分																
S																
79																
80																
1																

- ※1 各資金ごとに作成すること。
- ※2 上部資金名の不要な方を横線(＝)で消すこと。
- ※3 承認年度の欄のBは平成, Cは令和を意味するので, 不要な方を横線(＝)で消すこと。

支所	農協
枚目	枚中

農業近代化資金制度実施要領

平成14年9月5日制定

〔沿革〕平成14年11月14日農経第409号，12月12日農経第460号，平成15年3月12日農経第589号，平成15年4月15日農経第30号，平成15年5月8日農経第70号，平成15年6月27日農経第171号，平成15年8月7日農経第228号，平成15年8月28日農経第262号，平成15年9月30日農経第302号，平成15年10月29日農経第345号，平成15年11月28日農経第393号，平成15年12月26日農経第430号，平成16年2月4日農経第485号，平成16年2月25日農経第529号，平成16年3月29日農経第602号，平成16年5月31日農経第118号，平成16年8月10日農経第242号，平成16年10月4日農経第316号，平成16年11月8日農経第376号，平成16年11月29日農経第402号，平成16年12月27日農経第470号，平成17年3月9日農経第629号，平成17年3月28日農経第678号，平成17年4月1日農経第61号，平成17年5月17日農経第73号，平成17年6月21日農経第142号，平成17年8月22日農経第235号，平成17年9月29日農経第264号，平成17年10月25日農経第292号，平成18年2月1日農経第438号，平成18年2月28日農経第485号，平成18年5月17日農経第69号，平成18年5月24日農経第129号，平成18年8月10日農経第221号，平成18年8月16日農経第258号，平成18年8月28日農経第245号，平成18年9月29日農経第299号，平成18年12月28日農経第461号，平成19年2月1日農経第533号，平成19年4月1日農経第63号，平成19年6月27日農経第181号，平成19年7月27日農経第243号，平成19年8月27日農経第273号，平成19年9月28日農経第321号，平成19年11月4日農経第402号，平成19年12月28日農経第495号，平成20年3月26日農経第647号，平成20年5月1日農経第55号，平成20年5月29日農経第112号，平成20年6月25日農経第164号，平成20年7月28日農経第196号，平成20年8月25日農経第224号，平成20年8月25日農経第224号，平成20年10月1日農経第267号，平成20年10月29日農経第299号，平成20年12月25日農経第391号，平成21年2月3日農経第428号，平成21年5月21日農経第67号，平成21年6月16日農経第111号，平成21年8月10日農経第190号，平成21年9月29日農経第125号，平成21年12月14日農経第332号，平成22年1月5日農経第355号，平成22年2月22日農経第438号，平成22年6月2日農経第114号，平成22年7月29日農経第204号，平成22年8月24日農経第320号，平成22年9月30日農経第373号，平成22年10月29日農経第410号，平成22年11月29日農経第451号，平成23年1月4日農経第493号，平成23年2月23日農経第556号，平成23年6月17日農経第113号，平成23年8月30日農経第217号，平成23年10月24日農経第275号，平成23年12月22日農経第326号，平成24年1月30日農経第370号，平成24年4月20日農経第27号，平成24年5月22日農経第71号，平成24年8月31日農経第209号，平成24年9月25日農経第229号，平成24年12月26日農経第354号，平成25年1月25日農経第383号，平成25年2月22日農経第409号，平成25年3月26日農経第469号，平成25年4月19日農経第32号，平成25年5月21日農経第75号，平成25年6月20日農経第127号，平成25年7月25日農経第174号，平成25年8月22日農経第213号，平成25年10月23日農経第296号，平成26年2月21日農経第444号，平成26年3月20日農経第479号，平成26年4月23日農経第28号，平成26年7月23日農経第138号，平成26年11月21日農経第282号，平成27年1月23日農経第362号，平成27年2月20日農経第385号，平成27年3月23日農経第421号，平成27年4月21日農経第22号，平成27年5月28日農経第57号，平成27年8月20日農経第167号，平成28年1月25日農経第384号，平成28年2月22日農経第417号，平成28年3月22日農経第459号，平成28年4月21日農経第31号，平成28年9月21日農経第211号，平成28年10月21日農経第256号，平成28年11月25日農経第288号，平成28年12月20日農経第325号，平成29年2月21日農経第410号，平成29年3月22日農経第446号，平成29年4月13日農経第238号，平成30年6月18日農経第96号，平成30年8月21日農経第176号，平成30年12月19日農経第313号，平成31年2月19日農経第378号，平成31年4月1日農経第48号，令和元年7月19日農経第148号，令和元年8月19日農経第176号，令和元年9月20日農経第213号，令和元年10月21日農経第254号，

令和元年11月18日農経第278号，令和元年12月19日農経第319号，令和2年2月21日農経第374号，令和2年4月1日農経第20号，令和2年4月21日農経第25号，令和2年7月21日農経第116号，令和2年12月21日農経第269号，令和3年2月22日農経第322号，令和3年3月25日農経第368号，令和3年4月14日農経第20号，令和3年8月19日農経第138号，令和3年10月19日農経第175号，令和4年3月22日農経第291号，令和4年5月13日農経第24号，令和4年7月20日農経第97号，令和4年8月22日農経第123号，令和4年9月21日農経第141号，令和4年10月21日農経第161号，令和4年11月21日農経第178号，令和4年12月20日農経第205号，令和5年1月20日農経第227号，令和5年2月21日農経第250号，令和5年3月22日農経第263号，令和5年4月20日農経第5号，令和5年4月20日農経第24号，令和5年5月19日農経第41号，令和5年6月20日農経第64号，令和5年8月22日農経第119号，令和5年9月20日農経第134号，令和5年10月20日農経第144号，令和5年11月21日農経第163号，令和5年12月19日農経第198号，令和6年1月19日農経第213号，令和6年2月21日農経第230号，令和6年3月27日農経第248号，令和6年4月12日農経第14号，令和6年5月21日農経第40号，令和6年6月20日農経第75号

鹿児島県における農業近代化資金制度の実施については、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第348号。以下「令」という。）及び農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）並びに鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和63年3月28日付け農経第1097号。以下「要綱」という。）に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

第1 制度運用の基本方針

本制度は、経営意欲と能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者）等に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金であって農業協同組合系統融資機関をはじめとする民間融資機関が貸し付ける資金について、利子補給を行う措置を講ずることにより、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資することを目的とする。

第2 農業近代化資金の内容

1 貸付対象者

農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者であって次に掲げる者（法第2条第1項第1号）

ア 認定農業者等

(ア) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる者を含む。）に限る。）

(イ) 前記（ア）の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）

エ 次に掲げる要件のすべてを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業者」という。））であって、次の（ア）、（イ）及び（エ）

に掲げる要件を満たす者を含む。)

- (ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。
- (イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。
- (ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。
- (エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる場合を含む。）

オ 原則として5年以内に、アの（ア）となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

カ アからエまでの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者であって、家族経営協定を締結しており、その中において以下の要件がすべて明確になっていることを満たす農業者

- (ア) 経営のうちの一部の部門について主宰権があること。
- (イ) その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること。

キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件のすべてを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

- ① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

a. 事項

- ㊦ 団体の目的
- ㊧ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ㊨ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ㊩ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

- ㊦ 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
 - ㊧ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ㊨ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ㊩ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
 - ㊪ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
- ② 一元的に経理を行っていること
 - ③ 原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること
 - ④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること
 - ⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

(イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの（ア）及びイからカ

までの者が全構成員の過半を占めるものであって、キの（ア）の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

(2) 農業協同組合（法第2条第1項第2号）

次に掲げる貸付要件をすべて満たす農業協同組合とする。

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業共同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(3) 農業協同組合連合会（法第2条第1項第3号）

前項に掲げる貸付要件をすべて満たす農業協同組合連合会とする。

(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で次に掲げるもの（法第2条第1項第4号）

ア 農事組合法人（農業の経営を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、令第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

キ 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社、持分会社（会社法（平成17年法律第86

号) 第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。) であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権(地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有しているもの、持分会社にあつては、業務を執行する社員の過半を占めているもの。

ク 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に掲げる事項について次に掲げる基準に従つた規約を有しているもの(1)のキの(ア)及びクに該当するものを除く。)

(ア) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(イ) 基準

- ① 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ② 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 資金の貸付けの事業を行う農業協同組合(法第2条第2項第1号)
- (2) 鹿児島県信用農業協同組合連合会(以下「信連」という。)(法第2条第2項第2号)
- (3) 全国共済農業協同組合連合会鹿児島県本部(法第2条第2項第3号)
- (4) 農林中央金庫福岡支店(法第2条第2項第4号)
- (5) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫及び信用協同組合(法第2条第2項第5号)

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な資金であつて、別表第1の「資金の種類」の欄に掲げるところによるが、具体的な取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 1の(1)に掲げる者(以下「個人施設」という。)に対する貸付け

ア 同表第1号に掲げる資金(建構築物等造成資金(以下「1号資金」という。))

畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地(農地法(昭和27年法律第229号)第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地は含まない。以下同じ。))又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)

イ 同表第2号に掲げる資金(果樹等植栽育成資金(以下「2号資金」という。))

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金

なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。

ウ 同表第3号に掲げる資金(家畜購入育成資金(以下「3号資金」という。))

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

エ 同表第4号に掲げる資金（小土地改良資金（以下「4号資金」という。））

事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良，造成又は復旧に要する資金

オ 同表第5号に掲げる資金（長期運転資金（以下「5号資金」という。））

農業経営の規模の拡大，生産方式の合理化，経営管理の合理化，農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金

なお，（ウ）から（オ）まで及び（キ）に掲げるものについては，貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り，（カ）に掲げるものについては，貸付対象者は認定農業者等，農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り，（ク）に掲げるものについては，貸付対象者は認定農業者等，目標地区に位置付けられた者及び継続的農地利用者，農業サービス事業体，農業参入法人並びに集落営農組織等に限る。

(ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において，権利金を支払い，又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

(イ) 農機具，運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において，当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

なお，認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては，農機具及び運搬用機具に限る。

(ロ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

(エ) 品種の転換を行うのに必要な資金

(オ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

(カ) 営業権，商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

(キ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか，農業経営の規模の拡大，生産方式の合理化，経営管理の合理化，農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ 同表第7号に掲げる資金（大臣特認資金（以下「7号資金」という。））

(ア) 農村給排水施設資金

農村における給排水施設の改良，造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは，共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設，生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であつて，個人施設に係るものとする。

なお，給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては，農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

(イ) 特定の農家住宅資金

次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良，造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域，過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年

法律第19号)第2条の過疎地域又は山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

㊦ 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

㊧ その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

㊨ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成(独自の居室を作るための改良を含む。)するとき。

㊩ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良(台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。)をするとき。

㊪ ㊧の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

(ウ) 内水面養殖施設資金

水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。

なお、内水面養殖施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、あらかじめ水産担当部局の意見を徴するものとする。

(2) 1の(2)から(4)に掲げる者(以下「共同利用施設」という。)に対する貸付け

ア 1号から4号資金及び7号資金の内水面養殖施設資金

イ 同表第6号に掲げる資金(農村環境整備資金(以下「6号資金」という。))

診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって、次に掲げるものの改良、造成又は取得に要する資金

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設(農事放送施設及び農業管理センターを含む。)、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

4 貸付限度額

(1) 近代化資金の貸付限度額は、別表第2のとおりとする。

(2) 貸付金額の最低限度は、個人の農業者の場合にあつては10万円、農業を営む法人(農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人)及び任意団体(以下「協業」という。)並びに共同利用施設の場合にあつては100万円又は構成員の数×10万円のいずれか低い額とし、貸付金の1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間は、別表第1に掲げる年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、

適正な期間を設定するものとする。

ただし、別表第1に掲げる資金の種類のうち1号から5号資金及び7号資金を2種類以上同時に貸し付ける場合（セット融資という。）におけるその貸付金に係る償還期間及び据置期間は、同時に貸し付ける資金のうち最も長いものとしてすることができる。

6 貸付利率

- (1) 近代化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）に基づき、別表第1に規定する。
- (2) 認定農業者等に係る貸付利率の特例
 - ア 同告示に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。
 - イ その他、貸付利率の特例については別途、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。
- (3) 別表第1で、貸付利率の異なる資金をセット融資する場合並びに4号資金と他の資金とをセット融資する場合には、融資機関において貸付利率の異なるごとに区分して管理すること。

7 融資率

- (1) 近代化資金の融資率については、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは、100分の90以内とする。

この場合、農業近代化資金融資限度超過貸付承認申請書（様式第19号）により知事の承認を得るものとする。
- (2) 認定農業者等に係る融資率の特例
認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。
- (3) 集落営農組織等に係る融資率の特例
集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（第2の3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

8 償還方法及び償還期日

- (1) 償還方法は、原則として元金均等年賦償還とし、千円未満の端数は償還第1年目に加算する。
- (2) 元金の償還期日は、毎年3月20日、6月20日、9月20日、12月20日のいずれかの1回とするが、借受者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

9 その他

- (1) 補助残融資について
国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分については、近代化資金を融通することは差し支えない。
なお、国又は地方公共団体の補助金が交付された結果、近代化資金の融資率を上回ることとなる場合においては、遅滞なく繰上償還をするものとする。
- (2) 近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金との関係
同一融資対象につき近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金を併せて融資することはできないものとする。

第3 借入及び利子補給承認手続

1 借入手続

借入希望者は実際に資金を必要とする時期より極力早い時期に借入申込手続を開始すること。

- (1) 個人施設（個人・協業）の借入手続
ア 個人施設に係る近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続
(ア) 個人施設に係る近代化資金（第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。）については、農業経営改善関係資金基本要綱第3の規定により、窓口機関に借入申込希望書兼経営改善資金計画書（別紙1の（1）又は（2））及びその他関係書類を添えて提出する。
(イ) 第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金については、農業経営改善関係資金基本要綱第3の規定を準用し、窓口機関に、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（別紙1の（1）又は（2））及びその他関係書類を添えて提出する。
イ 借入申込希望書の添付書類
(ア) 個人の農業者
① 最近3か年の青色申告書、農協の組合勘定等
② 作付体系、ローテーションのわかる資料
③ その他必要とする書類（設計図、見積書等）
(イ) 農業を営む法人及び任意団体
① 法人（団体）の概要調書（様式第2号）
② 最近3か年の決算書（付属明細書を含む。）又はこれに準ずるもの
③ 法人登記簿
④ 定款・規約又はこれに準ずるもの
⑤ 本事業を承認した総会及び理事会の議事録
⑥ 作付体系、ローテーションのわかる資料
⑦ その他必要とする書類（設計図、見積書等）
- (2) 共同利用施設の借入手続
共同利用施設に係る近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱第3の規定にかかわらず、次のとおりとする。
ア 借入希望者は、借入申込書（様式第1号）正副3部に関係書類を添えて融資機関に提出するものとする。
イ 借入申込書は、資金の種類ごとに作成するものとするが、貸付利率が同じである2種類以上

の資金を同時に借り入れる場合は、同一の借入申込書により申し込むことができる。

ウ 融資機関が鹿児島県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を条件として貸付ける場合には、別に基金協会の定める書類を添付するものとする。

エ 借入申込書の添付書類

- (ア) 法人（団体）の概要調書（様式第2号）
- (イ) 共同利用計画書（様式第3号）
- (ウ) 経営改善計画書（様式第4号）
- (エ) 最近3か年の決算書（付属明細書を含む。）又はこれに準ずるもの
- (オ) 法人登記簿
- (カ) 定款・規約又はこれに準ずるもの
- (キ) 本事業を承認した総会及び理事会の議事録
- (ク) 補助残融資については、事業計画、資金計画等の写し
- (ケ) 信連等融資の場合には、関係事業実施市町村の意見書（様式第7、8号）
- (コ) 作付体系、ローテーションのわかる資料
- (サ) その他必要とする書類（設計図、見積書等）

(3) その他必要に応じて添付する書類

ア 2号又は3号資金の育成に係る資金を借り受けようとする者は、「果樹等植栽育成資金に係る育成計画書」（様式第5号）又は「家畜購入育成資金に係る育成計画書」（様式第6号）を併せて添付するものとする。

イ 畜産経営等に対する融資については、環境保全の万全を期するため、別に定める市町村長（市町村長が特に必要と認める場合は地域振興局・支庁農政普及課長又は曾於畑地かんがい農業推進センター所長）の環境保全に関する意見書及びこの意見書の内容を遵守する旨の確約書の写しを借入申込者より徴して、借入申込書に添付すること。

また、借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

ウ 事業内容の把握、確認のため、補助事業にあつては補助金交付決定（内定）通知書、事業計画及び資金計画等の写し、預託事業にあつては事業方式等を明記してあるものの写し、共同利用の場合にあつては利用料徴収等を記載した管理運営要領及び事業実施要領等の写しを参考資料として添付すること。

エ 施設設置に必要な敷地の取得を伴う案件については、売買契約書及び農地転用許可書の写し（農地転用して施設用地とする場合）を添付すること。

オ 農業機械を導入するにあつては、農業機械を導入する者の農業経営及び土地条件等地域の農業構造の実情を勘案しつつ、当該農業機械の導入に係る経営部門の経営規模及び経営全体での労働力配分を含めた作業効率等から、生産性の向上と生産コストの低減を図ることによって、借入申込者の農業経営の改善に資するかどうか総合的に検討すること。

2 融資機関における処理

(1) 融資審査

ア 個人施設（個人・協業）

農業経営改善関係資金基本要綱第5に規定するところにより近代化資金を融資することとなった融資機関は、利子補給承認申請書（様式第9号）に借入申込書（同要綱参考様式3又は参考様式3を参考にして当該融資機関が定める様式）及びその他添付書類の写しを添えて地域振

興局長又は支庁長（以下「地域振興局長等」という。）に提出するものとする。

この場合において個人の農業者の借入申込額が1,800万円を超えるもの（過去の借入金残高を含む。）については、令第3条第2号の規定により知事特認に係る承認申請書（様式第14号）を添付し、借入申込額が1億円を超えるもの（過去の借入金残高を含む。）については、地域振興局長等に事前に協議するものとする。

イ 共同利用施設

借入申込書を受理した融資機関は、内容審査のうえ、原則として市町村農業金融運営協議会にはかり、融資対象者を選定のうえ、近代化資金の貸付けが適当であるか判断し、利子補給承認申請書（様式第9号）に借入申込書及びその他添付書類の写しを添えて地域振興局長等に提出するものとする。

なお、この場合において借入申込額が1億円を超えるもの（過去の借入金残高を含む。）については、地域振興局長等に事前に協議するものとする。

(2) 利子補給承認申請書の提出時期

ア 融資機関の利子補給承認申請書の提出は、原則として毎月5日までとする。

イ 補助残融資の利子補給承認申請の場合、補助金交付内示後直ちに申請手続をとるものとする。

3 県の事務処理

(1) 利子補給承認申請書を受理した地域振興局長等は、利子補給承認の諾否を決定し、利子補給承認書（様式第10号）により融資機関に通知するものとする。

なお、基金協会への報告は農業経済課がまとめて通知する。

(2) 知事は、原則として、毎月5日までに利子補給承認申請書が提出されたものについて、原則としてその月中に承認するものとする。

ただし、事業着手時期等のために必要やむを得ない場合において、臨時的に申請書が提出されたものは、これによらず速やかに承認するものとする。

(3) 知事特認

地域振興局長等は、個人の農業者の借入申込額が1,800万円（過去における借入金残高を含む。）を超えるものについて、融資機関から知事特認に係る承認申請書（様式第14号）の提出があった場合は、その適否を決定し、知事特認承認書（様式第15号）により融資機関に通知するものとする。

(4) 事前協議

地域振興局長等は、借入申込額が1億円（過去における借入金残高を含む。）を超えるものについては、個々に農業経済課に協議のうえ利子補給承認を行うものとする。

第4 利子補給承認後の事務処理

1 事業実施時期

近代化資金融資事業の事業実施は、近代化資金利子補給承認後に行うものとする。

ただし、次に掲げる場合で、事前に事業実施を必要とするものについては、農業近代化資金利子補給承認事前着工承認申請書（様式第16号）により知事の承認を得るものとする。

なお、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第3の3の(1)により委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）が行うクイック融資（担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）による貸付について、貸付決定前に農業近代化資金利子補給承認申請を行った場合は、この限りでない。

(1) 補助残融資等に係るもので、補助金の決定の遅れ等のため、事業効果の減退をきたすおそれの

ある場合

- (2) 災害により、緊急に事業実施しなければならない場合

2 貸付実行等の報告

- (1) 融資機関は、原則として利子補給承認の日から1月以内に貸付実行するものとする。
ただし、借受者が行う事業の内容、進ちよく状況等から判断して1月以内の貸付実行が適当でないと認められる場合は、借受者の実際の資金所要時期に貸付実行するものとする。
なお、借受者は、資金所要時期が当初計画より遅延する場合（利子補給承認日から6月超）は、農業近代化資金貸付実行延期届（様式第17号）を融資機関に提出し、融資機関は借受者の実際の資金所要時期に貸付実行するものとする。
- (2) 融資機関は、貸付実行の日から10日以内に農業近代化資金貸付実行報告書（様式第12号）を地域振興局長等に提出するものとする。
- (3) 借入辞退に伴い、貸付実行を中止した場合、貸付実行報告書にその旨記載のうえ報告するものとする。

3 融資機関の資金管理等

- (1) 貸付け
借受者ごとに別段口座を設け、貸付金は全額振替えることとするが、振替日と貸付実行は同一日とする。なお、自己資金分については、貸付実行以前に受け入れておくものとする。
- (2) 払出し
請負契約書（見積書）・納品書・請求書により、事業費、事業完了を確認し、口座振替により支払うこととし、必ず領収書を徴収するものとする。なお、請負契約書等に前金払（出来高払）の項目がある場合には、事業完了前でも貸付実行できるが、請求書提出後に行うものとする。
- (3) 融資機関は、借受者に対し、事業完了後（支払い後）ただちに農業近代化資金事業完了報告書（様式第13号）を提出させ、事業確認（事業費、事業内容）を行うこと。なお、融資機関は、必要に応じ現地調査を行うものとする。（畜舎等の建物については、必ず現地確認を行うこと。）
- (4) 借受者が借入辞退又は事業を中止する場合、農業近代化資金借入辞退（事業中止）報告書（様式第13号）を提出させるものとする。
- (5) 借受者が止むを得ない理由により事業費の30%以上の変更を行う場合には、農業近代化資金事業内容変更承認申請書（様式第18号）により知事の承認を得るものとする。
- (6) 償還状況の把握
融資機関は、農業近代化資金貸付元帳により貸付及び償還状況等を明確にしておくこと。

第5 その他

- 1 融資目標の設定
知事は特に必要と認める場合は融資目標額を設定し、地域振興局及び支庁ごとの融資目標額を地域振興局長等に通知するものとする。
- 2 クイック融資による貸付
 - (1) 受任融資機関等は、県の農業近代化資金利子補給が承認されない場合には、第2の6の貸付利率が変更されることがあることについて、クイック融資による借入を希望する者に対し事前に説明を行うものとする。
 - (2) 受任融資機関等は、クイック融資の貸付決定を行った場合、当該決定が行われた営業日中に県に対し通知するものとする。

別 表 ・ 様 式 の 目 次

別表第 1	農業近代化資金融資条件等	3-7-42
別表第 2	農業近代化資金貸付限度額	3-7-43
別表第 3	対象施設の細目	3-7-44, 45
様式第 1 号	農業近代化資金借入申込書(共同利用施設の場合)	3-7-46
様式第 2 号	法人(団体)の概要調書	3-7-47
様式第 3 号	共同利用計画書	3-7-48, 49
様式第 4 号	経営改善計画書(共同利用施設)	3-7-50~53
様式第 5 号	果樹等植栽育成資金に係る育成計画書	3-7-54
様式第 6 号	家畜購入育成資金に係る育成計画書	3-7-55
様式第 7 号	融資事業計画に関する意見書交付申請書	3-7-56
様式第 8 号	融資事業計画に関する意見書	3-7-57
様式第 9 号	農業近代化資金利子補給承認申請書	3-7-24
様式第 1 2 号	〃 貸付実行報告書(農協→県)	3-7-26
様式第 1 3 号	〃 中止・完了・借入辞退報告書	3-7-58
様式第 1 4 号	知事特認に係る承認申請書	3-7-59
様式第 1 5 号	知事特認承認書	3-7-60
様式第 1 6 号	農業近代化資金利子補給承認前事業着工承認申請書	3-7-61
様式第 1 7 号	〃 貸付実行延期届	3-7-62
様式第 1 8 号	〃 事業内容変更承認申請書	3-7-63
様式第 1 9 号	〃 融資限度超過貸付承認申請書	3-7-64

別表第1 (第2条関係)

農 業 近 代 化 資 金 融 資 条 件 等

資 金 の 種 類	貸 付 利 率			償 還 期 間			償 還 期 限		備 考
	第2の2の(1),(2), (4)及び(5)に掲げる融資機関が第2の1の(1)に掲げる者に貸し付ける場合 (個人・協業)	第2の2の(1)に掲げる融資機関が第2の1の(2)から(4)までに掲げる者に貸し付ける場合 (共同利用)	第2の2の(2)から(5)までに掲げる融資機関が第2の1の(2)から(4)までに掲げる者に貸し付ける場合 (共同利用)	認定農業者等	認定農業者等以外の農業者	認定新規就農者が認定就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。)に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合が認定就農計画に従って就農する場合	認定農業者等	農業協同組合等	
	1 建構築物等造成資金 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(4に掲げるものを除く。)	年1.40%	年1.40%	年1.40%	15年(7年)	15年(3年)	17年(5年)	20年(3年)	
2 果樹等植栽育成資金 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年1.40%	年1.40%	年1.40%	15年(7年)	15年(7年)	17年(7年)	15年(7年)		
3 家畜購入育成資金 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年1.40%	年1.40%	年1.40%	7年(2年)	7年(2年)	10年(5年)	7年(2年)		
4 小土地改良資金 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年1.40%	年1.40%	年1.40%	15年(7年)	15年(3年)	18年(5年)	15年(3年)		
5 長期運転資金 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年1.40%	年1.40%	年1.40%	15年(7年)	15年(3年)	17年(5年)			
6 農村環境整備備蓄資金 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて、農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金(農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。)	年1.40%	年1.40%	年1.40%				20年(3年)		
7 大臣特認資金 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1.40%	年1.40%	年1.40%	15年(7年)	15年(3年)	17年(5年)	15年(3年)		

(注) 1 市町村の利子補給があるものについての貸付利率は、市町村の利子補給率だけ減じた率の貸付利率となる。

2 農業協同組合等とは、第2の1の(2)から(4)までに掲げる者である。(共同利用施設)
 3 東日本大震災に対するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第11条の規定に基づき、同法政令(政令132号)第3条第1項に規定する者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者については、上表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。(ただし、令和7年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。)

農業近代化資金貸付限度額

貸付対象者	貸付限度額
<p>1 農業を営む者（個人施設）</p> <p>(1) 個人の農業者</p> <p>(2) 協業</p> <p>ア 農業を営む法人（農事組合法人，株式会社，持分会社，その他農業を営む者が組織する法人）・農業を営む任意団体（集落営農組織を含む）</p> <p>イ 農業を営む法人（農業参入法人）</p> <p>(3) 個人の農業者であって知事がその者の農業経営の現在規模等を勘案し，特に必要と認めて承認したもの</p> <p>ア 酪農経営にあつては常時飼養頭数 15頭以上</p> <p>イ 肉用牛経営にあつては常時飼養頭数 15 "</p> <p>ウ 養豚（肥育）経営にあつては常時飼養頭数 120 "</p> <p>エ 養豚（繁殖）経営にあつては常時飼養頭数 40 "</p> <p>オ 養鶏（採卵）経営にあつては常時飼養頭数 成鶏 3,000羽以上</p> <p>カ 養鶏（採肉）経営にあつては常時飼養頭数 5,000 "</p> <p>キ 果樹園経営にあつては樹園地面積 1ha以上</p> <p>ク 施設園芸経営にあつては施設園芸の施設の実面積 1,000㎡以上</p> <p>ケ 茶園経営にあつては茶園面積 2ha以上</p> <p>コ 養蚕業を営む者でその経営する桑園面積 2ha以上</p> <p>サ その他の経営で知事が特に必要と認めたもの</p>	<p>1,800万円</p> <p>2億円</p> <p>1億5,000万円</p> <p>2億円</p>
<p>2 共同利用施設</p> <p>農業協同組合等（第2の1の(2)から(4)までに掲げる者）</p>	<p>15億円</p>

対 象 施 設 の 細 目

施 設 等 名	細 目
建構築物等造成資金	
農 舎	農舎，作業場等
畜 舎	牛舎，馬舎，鶏舎，豚舎等
蚕 室	蚕室，稚蚕飼育所，貯桑室等
農 産 物 乾 燥 施 設	葉たばこ乾燥室，しいたけ乾燥室及び附帯施設等
た い 肥 舎	
サ イ ロ	
た い 肥 盤	
農 産 物 育 成 管 理 用 施 設	農業用温室，ビニールハウス，育苗施設，防霜ファン，れき耕耘培施設等
農 業 用 貯 溜 槽	貯水槽，肥料だめ，尿だめ等
果 樹 棚	
牧 さ く	牧さく，電気牧さく
農 業 用 索 道	
排 水 施 設	
か ん 水 施 設	かんがい配管，かん水用配管，散水用配管，農業用井戸等
農 産 物 集 出 荷 施 設	荷受施設，洗浄，選別，包装等の処理施設，計画的出荷のための貯蔵，荷さばき等
農 産 物 処 理 加 工 施 設	集乳施設，集乳処理施設，冷凍施設，食品加工施設 洗卵選別施設，選果施設，選茶施設，集荷施設，澱粉製造施設等
農 産 物 貯 蔵 施 設	農業倉庫，農産物貯蔵庫等
農 産 物 販 売 施 設	
農 業 生 産 資 材 貯 蔵 施 設	肥料倉庫，飼料倉庫等
農 業 生 産 資 材 製 造 施 設	
農 機 具 保 管 修 理 施 設	農機具用倉庫，農機具修理施設等
病 害 虫 等 防 除 施 設	薬剤散布用配管，薬剤調整施設等
ふ 卵 育 す う 施 設	ふ卵施設，育すう施設等
き の こ 栽 培 施 設	しいたけ栽培施設，マッシュルーム栽培施設等
家 畜 人 工 受 精 施 設	
家 畜 市 場 施 設	
家 畜 診 療 施 設	
農 業 生 産 等 公 害 防 止 施 設	家畜ふん尿処理施設，澱粉汚水処理施設等

施設等名	細目
観光農業施設 未利用資源活用施設 農業労働力確保施設 原動機 農用地改良造成用機具 揚排水用機具 耕うん整地用機具 農作物育成管理用機具 肥料調整散布用機具 病虫害等防除用機具 収穫調整用機具 農産物処理加工用機具 畜産用機具 養蚕用機具 運搬用機具 生産・経営管理情報 処理用機具	観光農業管理施設，農産物直売施設，観光樹木，こん虫養殖施設， 駐車場，便所，総合案内所，休養施設，観光農業センター 電動機，ジーゼルエンジン等 トレンチャー，ストンピッカー等 ポンプ，簡易揚水機等 農用トラクター，耕うん機，砕土機，鎮圧機，均平機，作条機等 は種機，電熱育苗機，スプリンクラー，培土機，水田水耕機等 液肥散布機，粒状肥料散布機，肥料調整機，石炭散布機等 噴霧器，くん蒸用ダブルットダスター，散粉機，ミスト機，土壤 消毒機等 稲刈取機，バインダー，脱穀機，スレッシャー，選果機，乾燥 機，精米麦用機，もみすり機，摘機等 製茶用機具，わら加工用機具，澱粉加工用機具等 草刈機，飼料調整器具，搾乳機，乳かん，家畜衛生器具，ふ卵機， 洗卵選別機，育すう機，鶏ふん乾燥機，養鶏用ゲージ等 回転まぶし，選繭機，毛羽取機，桑樹拔根機，飼育調整機等 トラック，オート三輪，トレーラー等 農業生産管理又は農業経営管理用コンピューター等
農村環境整備資金 農村環境整備施設	診療施設，老人福祉施設，有料老人ホーム，農村情報処理・通信施 設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）水道施設，下水 道施設，託児施設，研修施設，集会施設，ガス供給施設，融雪・除 雪施設，農作業管理休養施設，農業者等健康増進施設，地域休養施 設，生活改善センター，生活安全保護施設，集落道，廃棄物処理施 設，地域交流施設，集落道，廃棄物処理施設等
大臣特認資金 農村給排水施設 農家住宅 内水面養殖施設	ふ化施設，養魚池，餌料倉庫等

農業近代化資金借入申込書				
（融資機関） 御中				年 月 日
住所 名称 代表者名				
下記のとおり農業近代化資金を借りたいので、申し込みます。				
借入申込金額	万円	最終償還期限	年 月 日	
借入金の使途		償還期間	開始	年 月 日
			完了	年 月 日
借り受けようとする時期	年 月 日	元金の償還方法・時期	毎年 月 日	
		利息の支払方法・時期	毎年 月 日	
保証又は担保	保証人・債務保証・担保			
事業・資金・償還計画				
事業内容	事業種類	規 模		事業費
				千円
資金計画	所要資金 (千円)	資金調達の内訳 (千円)		
		農業近代化資金	その他借入金	補助金
		借入先 ()	交付先 ()	自己資金
償還計画	別紙のとおり			
特記事項				
団 体 の 概 要				
団体の名称			設立の根拠法	
主たる事業所の所在地			構成員数	
事業概要				
設立時期				
役員又は代表者名	役職名	氏 名	住 所	備 考
資産の概要				
参考事項				

(添付資料)

- (1) 農協、農協連を除くものについては、法人（団体）の概要調書（様式第2号）
- (2) 共同利用計画書（様式第3号）及び経営改善計画書（様式第4号）
- (3) 最近3ヶ年の決算書（付属明細書含む。）又はこれに準ずるもの。
- (4) 法人の場合は、法人登記簿。
- (5) 定款、規約又はこれに準ずるもの。
- (6) その他事業ごとに必要とする書面（例えば、農業倉庫においては、販売事業及び倉庫事業の年間収支の実績及び収支予想、設計書、建築許可書など。）

様式第3号

共 同 利 用 計 画 書

1 本事業の必要性

2 事業の効果

3 本事業実施後の運営計画

4 事業計画

(1) 計画明細

区分	所在地	名称又は種類	利用の区分	員数 (㎡)	購入又は契約(予約)先	単価	所要金額			うち必要 現金支出額	備考
							購入費	附帯(随)費	計		
土地											
	小計										
施設・ 機械等											
	小計										
合計											

(注) ① 「名称又は種類」の欄には「土地」にあつては現況を記入すること。

② 「利用の区分」欄には「土地」にあつては購入地、借地、所有地の別を「施設・機械等」にあつては新設、取得、復旧、補修の別を記入すること。

③ 施設等の取得、補修の場合は、建築(製作)年月日及び今後の耐用年数を備考欄に記入すること。

④ 事業費見積書並びに設計書(平面、立面-前面、側面図)を添付すること。

(2) 事業進捗予定

工事区分	時期別	着工予定時期	竣工予定時期	操業開始予定時期	備 考
		年 月	年 月	年 月	

(3) 資金調達計画

(千円)

事業名	事業量	単 価	事業費	資 金 調 達 年 度				
				現年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
計								
資 金 計 画	農業近代化資金							
	その他資金 ()							
	補助事業 ()							
	自己資金							

(4) 地区内原料生産物及び本組合の対象生産物生産販売状況（過去3ヶ年の実績及び今後2ヶ年の計画）（千円）

項目 年次別	地区内		うち本組合取扱高							
	耕作面積 (a)	生産量	農産物（ ）				加工品（ ）			
			生産量	販売額	生産量	販売額	原料使用量	販売量	販売額	
年										
年										
年										
現年度(計画)										
年(計画)										

(注) ① 生産量・原料使用量の単位を明示すること。

② この表でいう地区とは、主原料の集荷を行う地域、農家向製品にあつてはその販売地域をいう。

(5) 地区内及び周辺で競合する既存施設の現況

施設名称	所在地	経営者	規模	施設能力	最近年間の実績	備考

(注) 組合に同種施設が現存する場合もこの表に記入すること。

(6) 借入一覧表

(千円)

	借入先	資金名	借入条件						年間償還金		償還財源		
			借入額	償還方法	金利	償還期限	据置期間	債権保全措置状況	元金	利子	事業利益	増資	賦課金
					%								
既往借入金													
今回借入													
新規借入予定													
合計													

(注) 当該申請事業に関連のある借入金を記入すること。

(参考) 本事業に増資計画が伴う場合記入

(千円)

年次 (年月)	新規増資額			達成後の出資金		増資達成方法
	本事業に対する増資	その他増資	計	出資金	1組合員当たり平均	
計						

(注) ① 「本事業に対する増資」欄は、本借入金償還財源又は計画実行による固定資産の増加に伴う増資計画を記入すること。

② 「増資達成方法」欄は、実際増資を行う時期、増資の財源、方法等につき具体的に記入すること。

様式第4号

経 営 改 善 計 画 書 (共同利用施設)

作成年月日		年 月 日		申請者		法人(団体)名 代表者名				
経営改善計画書作成指導者										
所 属		氏 名								
				取扱金融機関名		農協		支所		
① 営 農 類 型	現 況			区 分	参加農家数	従 事 者 数		法人設立年月日		
	目 標					参加農家	参 加 農家以外			
	現 況			戸	人	人				
	目 標									
② 経 営 規 模	区 分		現況(年)	目標(年)	区 分		現 況	目 標		
	() 土 地 小 作 業 地	田	a	a	家 畜	乳牛	成牛			
		普通畑				(頭)	育成牛			
		果樹園				肉用牛	繁殖牛			
		茶園				(頭)	肥育牛			
		採草地				豚	繁殖豚			
		その他農用地				(頭)	肥育豚			
		山林				鶏	採卵鶏			
					(羽)	ブロイター				
					その他()					
区 分		現 況	目 標	区 分		現 況	目 標			
建 物 施 設	建	m ²	m ²	農 機 具 等						
③ 生 産 と 販 売	作 目 名		現 況 (年)				目 標 (年)			
			生 産 規 模	生産量 (販売量)	単 価 (円)	販売額 (千円)	生 産 規 模	生産量 (販売量)	単 価 (円)	販 売 額 (千円)
	計									

注 (1) 作目名欄においては品目ごとに記載する。

注 (2) 目標はおおむね5年後とする。

④ 農業経済の内容

区分	分	現況 (年)	現年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)	第4年度 (年)	第5年度 (年)	第6年度 (年)	第7年度 (年)	第8年度 (年)	第9年度 (年)	第10年度 (年)	備考
収入の実績と計画	売上高 ①	農業粗収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		畜産物粗収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	売上原価 ②	農業原価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		畜産物原価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		農外原価											
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		売上総利益 ③=①-②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		販売費・一般管理費 ④											
	営業利益 ⑤=③-④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	営業外損益 ⑥												
	特別損益 ⑦												
	計 ⑧=⑤+⑥+⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	租税公課 ⑨												
	当期利益 ⑩=⑧-⑨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資金運用計画	前期繰越	前期繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		当期利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却費	減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		増資											
	借入金	借入金											
		補助金											
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前期利益与処分	前期利益与処分											
		役員賞与											
	事業費	事業費											
借入金償還		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	差引次期繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

注 現況は、直近の実績を記入すること。

④-1 売上高の内訳

(1) 農産物に係る計画

項 目		現 況	現年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度
品目	作付面積 (a)											
	10a当たり収量											
	総収量 (kg)											
	販売量 (kg)											
	kg当たり単価											
	販売収入 (千円)											
品目	作付面積 (a)											
	10a当たり収量											
	総収量 (kg)											
	販売量 (kg)											
	kg当たり単価											
	販売収入 (千円)											
品目	作付面積 (a)											
	10a当たり収量											
	総収量 (kg)											
	販売量 (kg)											
	kg当たり単価											
	販売収入 (千円)											
品目	作付面積 (a)											
	10a当たり収量											
	総収量 (kg)											
	販売量 (kg)											
	kg当たり単価											
	販売収入 (千円)											
奨励金・共済金等												
副産物	(品名)											
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収入 (千円)												
農産物販売収入 (千円)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(添付資料) 作付体系のわかる表。

(2) 畜産物に係る計画

項 目		現 況	現年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度
常時飼養頭羽数												
畜種	生産(導入)頭羽kg数											
	販売(出荷)頭羽kg数											
	平均販売単価											
	販売収入(千円)											
畜種	生産(導入)頭羽kg数											
	販売(出荷)頭羽kg数											
	平均販売単価											
	販売収入(千円)											
畜種	生産(導入)頭羽kg数											
	販売(出荷)頭羽kg数											
	平均販売単価											
	販売収入(千円)											
畜種	生産(導入)頭羽kg数											
	販売(出荷)頭羽kg数											
	平均販売単価											
	販売収入(千円)											
奨励金・共済金等												
副産物	(品名)											
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収入(千円)												
畜産物販売収入(千円)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(添付資料) 生産状況のわかるローテーション表。

④-2 売上原価（農業経営費）の内訳

区分	現況	現年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度
農産物部門	種苗費										
	肥料費										
	農薬費										
	水道光熱費										
	材料費										
	雇用労賃										
	修繕費										
	販売経費										
	支払利息										
	減価償却費										
その他											
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
畜産物部門	素畜費										
	飼料費										
	衛生費										
	水道光熱費										
	材料費										
	雇用労賃										
	負担金										
	販売経費										
	支払利息										
	減価償却費										
その他											
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

⑤ 借入残高及び償還計画表

資金名	借入年度	当年初借入金額	借入残高	最終償還年	利率(%)	償還額					(単位：千円)			
						現年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度		第6年度	第7年度	第8年度
既往借入金	元金													
	利子													
	元金													
	利子													
	元金													
	利子													
	元金													
	利子													
	元金													
	利子													
計						0	0	0	0	0	0	0	0	
今入後の借入金						0	0	0	0	0	0	0	0	
農家余剰						0	0	0	0	0	0	0	0	
差引残高						0	0	0	0	0	0	0	0	

家畜購入育成資金に係る育成計画書

営農類型 ()

住 所							氏 名						
家畜飼養の概要		現 況	育 成	頭	成 畜	頭	計	頭	計	頭			
		目標年次 (年)	育 成	頭	成 畜	頭	計	頭	計	頭			
家畜の種類 (群) 番号		着手月齢	今後の必要育成期間	頭数	育成費 (1頭あたり 育成全期間)	事業費	左の年度別内訳						
							年度	年度	年度	年度	年度		
		月	月	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
現在育成中のもの													
		計											
今後新たに導入して育成するもの													
		計											
合 計													
事業計画	年 度 別	年度		年度		年度		年度		年度			
	育成事業費	千円		千円		千円		千円		千円			
	近代化資金 借入予定	千円		千円		千円		千円		千円			

- (注) 1 2種類以上の種類、品種又は性の家畜を対象とする場合は、家畜の種類(群)番号の欄にそれぞれの区分ごとに記入すること
 2 育成費は、申請者の経営状況、市場の動向、地域の実情及び鹿児島県農業経営管理指導指標等を勘案して設定し、育成事業費は単年度ごとの内訳を記入する。
 3 事業計画の育成事業費欄は、単年度ごとの必要事業費の合計額を記入する。
 4 事業変更の場合は、記入欄を2段に分け、当初計画を上段、変更計画を下段に記入すること。
 5 事業費は千円単位、借入予定額は万単位とする。

融資事業計画に関する意見書交付申請書

年 月 日

〇 〇 市 町 村 長 殿

借入申込者
(農協等)
所在地

下記内容の農業近代化資金借入申込を行いたいので、融資事業計画に関する意見書を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 施設等の設置場所

- 2 融資機関名

- 3 資金借入予定時期

- 4 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) その他市町村長が必要と認めた書類

融 資 事 業 計 画 に 関 す る 意 見 書

年 月 日

申 請 者 様

〇〇市町村長

月 日付で申請のあったことについては下記のとおりです。

記

- 1 市町村農業振興方策への適否
- 2 投資効果，事業計画の適否
- 3 借入希望資金の適否
- 4 法令に基づく許可・届出等の状況
- 5 その他
- 6 総合意見

農業近代化資金 ———— 中止
 完了報告書
 借入辞退

農業近代化資金にかかる事業を ———— 中止
 完了したので下記のとおり報告します。
 借入辞退

年 月 日

(融資機関名・代表者名) 様

借受者住所
氏 名

記

借 受 年 月 日	年 月 日		
事 業 名			
総 事 業 費	円		
借 受 金 額	円 (融資率 %)		
事 業 着 手 年 月 日	年 月 日		
事 業 完 了 年 月 日	年 月 日		
使 途	金 額	支 払 日	支 払 先
計			

鹿児島県知事 殿

融資機関名
代表者氏名

知事特認に係る承認申請書

農業近代化資金融通法施行令第 3 条第 2 号の規定による 1 農業者等に対する貸付金の合計額について下記のとおり承認くださるよう申請します。

記

1 貸付の相手方
住 所
氏 名

2 承認を受けようとする貸付金の額	
既 貸 付 金 の 残 高	円
承認を受け貸付未実行の額	円
今回申請の貸付予定額	円
合 計	円

3 今回申請に伴う事業	円
(内訳)	
┌ 農業近代化資金	円
├ 補助金	円
├ 自己資金	円
└ その他	円

4 貸付対象施設

5 着工予定日

6 事業内容及び効果

7 添付資料

- (1) 経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱別紙 2）
- (2) 貸付金の償還計画（既貸付金を含む。）
- (3) その他

知 事 特 認 承 認 書

第 号

融資機関名

代表者氏名

年 月 日付け第 号で申請のあった
に対する貸付金の合計額の限度については、農業近代化資金融通法施行令第3条第2
号の規定に基づき、申請のとおり承認する。

年 月 日

鹿児島県知事

印

農業近代化資金利子補給承認前事業着工承認申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日借入申込みに係る農業近代化資金について、利子補給承認前に着工したいので、申請します。

なお、利子補給の対象とならない場合、自己資金等により対応しますので申し添えます。

記

事業の内容			
借入申込額	千円	事業費	千円
着工予定年月日	年 月 日		
承認前に着工する理由			
融資機関の意見			
年 月 日	融資機関名		
	代表者名		

上記のとおり承認する。

年 月 日

鹿児島県知事

印

- (注) 1 件数が多い場合は別紙として差し支えない。
2 必ず正副2部地域振興局長等に提出すること。

農業近代化資金貸付実行延期届

農業近代化資金にかかる事業を下記のとおり延期したいので、貸付実行を延期してください。

年 月 日

融 資 機 関 長 様

借受者住所

氏 名

記

貸付決定年月日	年 月 日
事業名	
総事業費	円
借受金額	円 (融資率 %)
当初事業着手年月日	年 月 日
当初事業完了年月日	年 月 日
変更事業着手年月日	年 月 日
変更事業完了年月日	年 月 日
事業延期の理由	
摘要	

農業近代化資金事業内容変更承認申請書

下記のとおり事業内容を変更したいので、承認して下さるよう申請します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関名

代表者名

記

承認番号	承認年月日	申請者 (借受者名)	変更前事業費	変更後事業費	貸付予定額
変更の内容・理由					

上記のとおり承認する。

年 月 日

鹿児島県知事

印

(注) 必ず正副2部地域振興局長等に提出すること。

農業近代化資金融資限度超過貸付承認申請書

第 年 月 日 号

鹿児島県知事 殿

融資機関名
代表者名

次の者について、事業実施の結果、農業近代化資金の融資率80パーセントを超えて貸し付けることになりましたが、下記理由により承認されるよう申請します。

記

氏名	承認年月日 ・承認番号	承認 事業費	利子補給 承認額A	事業 実績B	A/B	理由

上記のとおり承認する。

年 月 日

鹿児島県知事

印

- (注) 1 事業実施前の申請は、受理しないこととする。
2 繰上償還ができない理由も記入すること。
3 必ず正副2部地域振興局長等に提出すること。

農業近代化資金の肉用牛の購入及び育成資金の取扱いについて

農経第 512 号
平成15年 1月28日
(農業経済課扱い)

各 農 業 協 同 組 合 代 表 理 事 組 合 長
鹿 児 島 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 長
鹿 児 島 県 農 業 信 用 基 金 協 会 会 長 理 事
農 林 中 央 金 庫 鹿 児 島 支 店 長
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行 代 表 取 締 役
鹿 児 島 相 互 信 用 金 庫 理 事 長
鹿 児 島 信 用 金 庫 理 事 長

様

鹿児島県農政部長

農業近代化資金の肉用牛の購入及び育成資金の取扱いについて（通知）

本県における農業近代化資金の肉用牛の購入及び育成資金の取扱いについては、下記法令等に定めるもののほか、「農業近代化資金に係る肥育牛の購入及び育成資金の取扱いについて」（平成13年8月22日付け農経第270号鹿児島県農政部長通知）により、適正な運用をお願いしてきたところですが、今回、同通知を廃止し、別紙のとおり新たに取扱いを定めましたので通知します。

御了知の上、適正かつ円滑な運用に努めてください。

記

- 1 農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）
- 2 農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）
- 3 農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）
- 4 農業近代化資金制度実施要領（平成14年9月5日制定）
- 6 鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和63年3月28日付け農経第1097号鹿児島県農政部長通知）

農経第133-1号
令和2年8月17日
(農業経済課扱い)

各農業協同組合代表理事組合長
あおぞら農業協同組合代表理事理事長
鹿児島県信用農業協同組合連合会代表理事理事長
鹿児島県農業信用基金協会会長理事
農林中央金庫福岡支店長
株式会社鹿児島銀行取締役頭取
株式会社南日本銀行代表取締役頭取
株式会社宮崎銀行代表取締役頭取
鹿児島相互信用金庫理事長
鹿児島信用金庫理事長

様

鹿児島県農政部長

農業近代化資金の肉用牛の購入及び育成資金の取扱いについて（通知）

本県における農業近代化資金の肉用牛の購入及び育成資金の取扱いについては、下記法令等に定めるもののほか、「農業近代化資金の肉用牛の購入及び育成資金の取扱いについて」（平成15年1月28日付け農経第512号鹿児島県農政部長通知）により、適正な運用をお願いしてきたところですが、今回、同通知の別紙1「農業近代化資金の繁殖雌牛の購入費の取扱い」について、内容を改正しましたので通知します。

御了知の上、適正かつ円滑な運用をお願いします。

記

- 1 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）
- 2 農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）
- 3 農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）
- 4 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日16経営第8870号農林水産省経営局長通知）
- 5 農業近代化資金制度実施要領（平成14年9月5日制定）
- 6 鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和63年3月28日付け農経第1097号鹿児島県農政部長通知）

農業近代化資金の繁殖雌牛の購入費の取扱い

農業近代化資金で繁殖雌牛を購入するに当たっては、市場価格等実勢価格に十分留意し、高額牛の導入は避けるよう配慮すること。

農業近代化資金の承認上限額は、下記の範囲内とし、それを超える部分については自己資金で対応する。

記

農業近代化資金の承認上限額は、次の合計額（千円未満切捨て）

- 1 繁殖雌牛を購入する予定の市場における直近の市場平均価格×購入予定頭数
- 2 消費税
- 3 市場手数料

農業近代化資金における繁殖雌牛の購入費の取扱い 【認定農業者の場合：100%融資】

R2.7 農業経済課

農業近代化資金承認上限額 合計 (A+B+C) の千円未満切り捨て ※A以外は従来どおり

- A 購入予定の市場における申請時の直近の市場平均価格×購入予定頭数
(購入時の平均価格は使用しない)
- B 消費税
- C 市場手数料

1 1頭購入する場合

(単位：千円)

①当初事業費		650	
内訳	農業近代化資金(承認額) a	600	
	自己資金等	50	
②購入実績		700	550
内訳	農業近代化資金 b	600	550
	自己資金等	100	0
③繰上償還額 a - b		0	50

2 2頭以上購入する場合

当該借入に係る承認額・頭数の範囲内であれば、市場価格の変動等により購入単価が承認単価と異なっても、その都度の繰上償還等の対応は要しないものとする。ただし、導入完了後、不用額等の繰上償還を行うものとする。

(1) 認められる事例：承認単価どおり充当する場合

(単位：千円)

		1頭目	2頭目	3頭目	合計
①当初事業費		700	700	700	2,100
内訳	農業近代化資金(承認額) a	600	600	600	1,800
	自己資金等	100	100	100	300
②購入実績		700	600	650	1,950
内訳	農業近代化資金 b	600	600	600	1,800
	自己資金等	100	0	50	150
③過不足額 a - b		0	0	0	0

(2) 認められる事例：承認単価を超える充当を行う場合

1頭当たりの承認単価を超える農業近代化資金を充当する場合は、合理的な理由がある場合に限り認める。合理的な理由がない場合は、資金管理状況調査等における指摘事項となり、繰上償還を求めることがある。

(単位：千円)

		1頭目	2頭目	3頭目	合計
①当初事業費		700	700	700	2,100
内訳	農業近代化資金(承認額) a	600	600	600	1,800
	自己資金等	100	100	100	300
②購入実績		1,000	400	400	1,800
内訳	農業近代化資金 b	1,000	400	400	1,800
	自己資金等	0	0	0	0
③過不足額 a - b		-400	200	200	0

(3) 認められない事例：承認単価を超える充当を行った場合

農業近代化資金を充当した2頭分についての変更承認を受けた上で、1頭分については繰上償還を行う。

(単位：千円)

		1頭目	2頭目	3頭目	合計
①当初事業費		700	700	700	2,100
内訳	農業近代化資金(承認額) a	600	600	600	1,800
	自己資金等	100	100	100	300
②購入実績		1,000	800	300	2,100
内訳	農業近代化資金 b	1,000	800	0	1,800
	自己資金等	0	0	300	300
③過不足額 a - b		-400	-200	600	0
④繰上償還額		-	-	600	600

農業近代化資金の肥育牛の購入費及び育成費の取扱い

第1 基本方針

飼養規模の拡大又は新たに品質等に優れた肥育牛の導入によって、経営改善を図ろうとする肥育牛経営者に対し、低利の素牛購入資金及び育成資金を円滑に融通することにより、効率的かつ安定的な農業経営の確立に資する。

第2 貸付けの要件

- 1 常時飼養頭数5頭以上の飼養規模の目標に到達するため、増加頭数2頭以上の飼養規模の拡大を行おうとするものであると認められる者であること。
- 2 品質面等での向上を図るため、新たに品質等に優れた肥育牛の導入を行おうとするものであると認められる者であること。
- 3 増頭後及び品質等に優れた肥育牛の導入後における経営の収支が十分成り立つものであること。
- 4 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる場合を含む。）

第3 貸付対象事業費

貸付けの対象となる事業費は、飼養規模を拡大するために増頭する頭数及び当初飼養規模を維持するために購入する頭数、又は品質面等での向上を図るために導入する頭数に係る素牛購入費及び育成費であること。

第4 事業費の設定

肥育素牛の購入対象となる事業費は、次に掲げる参考事業費を参考とするが、地域の市場価格等実勢価格を考慮し、おおむね地域の市場平均価格程度とする。

なお、本資金は、肥育牛経営者の効率的かつ安定的な農業経営の確立を目的としていることから、借入申込者は、高額牛の導入は避けるように配慮し、素牛購入費及び育成費の軽減を図ること。

（参考事業費）

肥育牛1頭につき

肉用種

素牛購入費 380千円

育成費 230千円

乳用種

(1) 生後1～4週齢の子牛を購入し、おおむね18か月間飼育する場合

素牛購入費 80千円

育成費 250千円

(2) その他の場合

素牛購入費 180千円

育成費 200千円

第5 利子補給承認

素牛購入費は向こう1年間の事業費とし、育成費については向こう1年間で購入する頭数の全育成期間とする。この際、事業実施期間を2期に分割し、それぞれの事業実施期間に対応する利子補給承認申請書を作成し、一括して利子補給承認申請を行うこと。

第6 既借入金残高

肥育牛に係る素牛購入費又は育成費として既に借り入れている制度資金の貸付残高がある場合は、借入申込者の飼養規模により算定される事業費から当該残高を控除した額を貸付対象事業費とする。

第7 借入の添付資料

1 本資金の借入申込者は、次の資料を作成すること。

- ① 肥育牛経営改善計画(別紙様式1)
- ② 肥育牛資金対象事業実施計画・資金借入計画表(別紙様式2)
- ③ 直近の地域の市場平均価格が分かる資料(第4に掲げる参考事業費で事業費を設定する場合は、省略可。)

2 借入計画が2年以上にわたる場合の利子補給承認申請手続は、各年次ごとに行うものであること。

なお、この場合の肥育牛経営改善計画及び対象事業実施等年次計画については、当初計画に大幅な変更がないときは、初年次に提出したものを添付すればよい。

第8 経営改善計画の十分な検討

当該借入申込者が、畜産特別資金又はその他の負債対策資金の借入者である場合には、その負債対策資金に係る経営改善計画書等との整合性を保つとともに、市町村農業金融運営協議会等において、関係機関の協力のもと、借入者の債務が増加しないように経営改善計画の妥当性を十分検討すること。

第9 繰り返し運用の活用

本資金の法定償還期限は7年(うち据置2年)となっているが、借入者の実情に応じ、償還期限を設定し、目標年経過後(3年後)再度本資金を活用することができる。ただし、当初借入時と比較して1頭当たりの負債額が増大している者は対象外とする。

第10 貸付保留処理

貸付金は、素牛代と飼料代等との区分を明確にし、素牛代及び飼料代等の支払日が到来したものについて、自己資金を加え、その都度払い出すものとし、支払日の到来しないものについては、貸付留保金口座で処理すること。

なお、貸付留保金については、貸付金利と同等の利子を付することにより、飼料サイト等期限の利益を農業者が損なうことのないよう配慮し、農業者負担の軽減に努めること。

第11 貸付後の管理指導

- 1 本資金融通の目的が借入者の農業経営の改善であることを十分に認識し、本資金融通後に1頭当たり負債額が増大することのないよう濃密な営農・経営管理指導に努めること。
- 2 従来の飼養規模を維持するための素牛購入等を含んで本資金を借り入れる場合、それまで飼養していた牛の販売代金は、生計の維持に必要なものを除き、優先してプロパー資金等既借入金の償還に充てるものとする。
- 3 関係機関の協力のもと、簿記記帳について指導の徹底を図ること。

第12 その他留意事項

- 1 固定化負債を有する農業者で、本資金を借り入れる必要がある者については、融資機関は、これらの債権の償還期限の延長、中間据置の設定、貸付利率の引下げ等貸付条件の緩和を行うこととし、貸付実行報告の際併せて条件緩和の手続を終了したことを証する書面を提出すること。
- 2 本資金は、規模拡大又は品質面等の向上が融通の要件となっており、貸付後、結果として要件が満たされなかった場合、その内容如何によっては利子補給金の返還等の対象となることもあるので、貸付後の事業進捗状況について十分把握するとともに、利子補給金交付申請にあつては、融資機関は、その都度常時飼養頭数及び品質面の確認を行う等、事後管理の徹底を期すこと。
- 3 借入申込者は、肥育牛経営改善計画(添付書類を含む)作成にあたって、現実の素牛及び購入飼料の市場価格及び実績を基礎にすること。また、関係機関は、素牛購入費及び育成費の軽減に努めるよう借入者を指導すること。

(別紙様式1) 肥育牛経営改善計画

1 収支計画の実績と計画

(単位：頭，千円)

区 分		年 度		現年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
		(実績)	(実績)	年	年	(目標)	年	年
牛 関 係	肥育牛常時飼養頭数							
	肥育牛販売頭数							
	肥育牛購入頭数							
収 支 の 実 績 と 計 画	収 入	牛	牛販売代金					
			そ の 他					
		そ の 他 部 門						
		計 ①						
	支 出	牛	購入飼料費					
			素牛購入費					
			販売経費					
			その他経費					
		そ の 他 部 門						
		雇 用 労 賃						
		借 入 金 利 子						
		減 価 償 却 費						
	計 ②							
農業所得③(①-②)								
農外所得 ④								
農家総所得⑤(③+④)								

2 資金運用計画

(単位：千円)

区 分		年 度		現年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
		(実績)	(実績)	年	年	(目標)	年	年
受 入	手持現預金							
	農家総所得⑤							
	減価償却費							
	近代化資金(3号金)							
	その他の借入金							
	資産売却・その他							
計								
支 出	償 還	3号資金						
		その他借入金						
	家 計 費							
	預託勘定決済等							
	資産購入・その他							
	計							
差引次期繰越								

(注) 預託牛の導入出荷がある場合は()書きで記入のこと

3 収支算出の基礎

(単位：千円)

	収 支 算 出 の 基 礎				
	現 況 (年)		目 標 (年)		
牛 販 売 代 金	仕上体重	kg		仕上体重	kg
	歩 留	%		歩 留	%
	枝肉単位	円		枝肉単位	円
そ の 他 の 収 入					
購 入 飼 料 費	1 頭当たりの給与量及び飼料代			1 頭当たりの給与量及び飼料代	
	濃厚飼料	kg	千円	濃厚飼料	kg 千円
	粗 飼 料	kg	千円	粗 飼 料	kg 千円
	合 計	kg	千円	合 計	kg 千円
素 牛 購 入 費					
販 売 経 費					
そ の 他 経 費					
雇 用 労 賃					
借 入 金 利 子					
減 価 償 却 費					
負 債	農業負債(長期)			農業負債(長期)	
	農外負債(短期)			農外負債(短期)	
	そ の 他 負 債			そ の 他 負 債	
	合 計			合 計	
1 頭当たり負債額					

(注) 「1頭当たり負債額」=負債合計額÷常時飼養頭数

4 生産状況等

(1) 黒毛和牛

		現況 (年)		目標 (年)	
		去勢	雌	去勢	雌
導入頭数 (頭)					
導入月齢(ヵ月)体重(kg)					
導入単価 (千円/頭)					
出荷頭数 (頭)					
出荷月齢(ヵ月)体重(kg)					
出荷価格 (千円/kg)					
肥育期間 (ヵ月)					
1日当たり増体重(kg)					
事故率 (%)					
品質等級(%)	5等級				
	4等級				
	3等級				
	2等級以下				
歩留等級(%)	A				
	B				
	C				

(2) 乳用種 ()

		現況 (年)		目標 (年)	
		去勢	雌	去勢	雌
導入頭数 (頭)					
導入月齢(ヵ月)体重(kg)					
導入単価 (千円/頭)					
出荷頭数 (頭)					
出荷月齢(ヵ月)体重(kg)					
出荷価格 (千円/kg)					
肥育期間 (ヵ月)					
1日当たり増体重(kg)					
事故率 (%)					
品質等級(%)	4等級以上				
	3等級				
	2等級以下				
歩留等級(%)	A				
	B				
	C				

(注) 1 「1日当たり増体重」 = (出荷時平均体重 - 導入平均体重) ÷ 平均肥育日数

「事故率」 = 年間事故頭数 ÷ 常時飼養頭数

2 (2)乳用種の () は、ホルスタイン種・F₁等の種別を記入すること。

5 実績及び目標計画に対する意見

関係機関	実 績	目 標
融資機関		
市 町 村		
普 及 センター		

(別紙様式2) 肥育牛資金対象事業実施計画・資金借入計画表

1 ローターション表 (肥育期間 実績： か月、 目標： か月)

	前回借入時の実績 (年月)		前回借入時の目標 (年月)		実績 (年月)		目標 (年月)		第1年次 (年月)		第2年次 (年月)		第3年次(目標) (年月)		第4年次 (年月)		第5年次 (年月)	
	期首 頭数	期末 頭数	期首 頭数	期末 頭数	期首 頭数	期末 頭数	期首 頭数	期末 頭数	期首 頭数	期末 頭数	期首 頭数	期末 頭数	期首 頭数	期末 頭数	期首 頭数	期末 頭数	期首 頭数	期末 頭数
第1月																		
第2月																		
第3月																		
第4月																		
第5月																		
第6月																		
小計(A)										I								
第7月																		
第8月																		
第9月																		
第10月																		
第11月																		
第12月																		
小計(B)										II								
合計 (A)+(B)																		
常時飼 養頭数																		

(注) 1 常時飼養頭数=期首頭数合計 ((A)+(B)) × 1/12
 2 導入から販売までの期間が整合性があるものであること
 3 預託牛がある場合は()で外書で記入すること

2 施設規模

畜舎 m^2 , 最大飼養可能頭数 頭, 1頭当たり m^2

3 総事業費及び総借入限度額

(単位：千円)

	購 入 費	育 成 費	合 計
※1 総事業費(A)	1頭当 千円 全体 千円	1頭当 千円 全 体 千円	
肥育牛の導入費及び 育成費に係る既借入金 残 高 (B)			
総借入限度額 ※2 (A) × 80% - (B)	①	②	③

(注) 1 総事業費は、現在の市場平均価格又は県で定める参考事業費のいずれかで算出すること
2 認定農業者等の特例資金を利用する場合は、一定額までは100%融資となる

4 肥育牛の導入・育成資金に係る制度資金残高

資 金 名	借入年月日	償 還 期 限	当初借入額	現 在 残 高	導入・育成費の別
			千円	千円	導入 頭 育成 頭
					導入 頭 育成 頭
					導入 頭 育成 頭

(注) 導入・育成費別の欄には、当初借入時の頭数を記入すること

5 資金借入計画

(単位：千円)

			購 入 費	育 成 費	合 計
1 期	I 頭	事 業 費			
		借入予定額			
2 期	II 頭	事 業 費			
		借入予定額			
3 期	III 頭	事 業 費			
		借入予定額			
4 期	IV 頭	事 業 費			
		借入予定額			
合 計			④	⑤	⑥

(注) 1 ④は①を超えることは出来ない
2 ⑤は② "
3 ⑥は③ "